

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌
J+C ECONOMIC JOURNAL

令和2年9月25日発行/毎月1回25日発行
10月号 (No.321)

OCTOBER
2020
No.321

10

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

**中国の改革開放と
新たな
ビジネスモデル**

FOCUS：アジア経済連携の新たな視点

TOPICS：新型肺炎が中国社会インフラ構築に何をもたらすか
—勢いを増すデジタル化の波—

中国ビジネス Q&A：香港国家安全維持法についての見解



表紙写真：街から人が消えた。普段であれば溢れるほどの人で賑わう北京の街も、コロナ禍では車も人も姿が見えなくなった。その間、人々の生活様式は一変し、従来のビジネスは停滞、その一方で非接触型のビジネスが力を発揮した。経済活動が徐々に再開されている今、コロナ禍を契機とした新たなビジネススタイルに経済牽引の期待が高まる。(日中経済協会撮影)

1 巻頭言

コロナ禍後の世界

■北 修爾 一般財団法人日中経済協会 副会長、阪和興業株式会社 名誉会長

2 FOCUS

アジア経済連携の新たな視点

■篠田 邦彦 政策研究大学院大学 政策研究院 教授・参与

SPECIAL REPORT

中国の改革開放と 新たなビジネスモデル

6 パンデミックと「改革開放」

■加茂 具樹 慶應義塾大学 総合政策学部 教授

10 変化する中国の労働市場と雇用対策

■箱崎 大 独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員

14 中国のビジネスモデルと「社会性」 —ファーマウェイの事例からの示唆—

■全 洪霞 日本大学大学院 商学研究科 博士後期課程

■高久保 豊 日本大学 商学部 教授

18 岐路に立つ日中ビジネス —新たな協業の可能性を求めて—

■林 千野 双日株式会社 海外業務部 中国デスク、北東アジアデスクリーダー

22 中国ビジネス環境改善最前線

■高見澤 学 一般財団法人日中経済協会 調査部長

28 TOPICS

新型肺炎が中国社会インフラ構築に何をもたらすか —勢いを増すデジタル化の波—

■金 堅敏 富士通株式会社 グローバルマーケティング本部 戦略企画統括部 チーフデジタルエコノミスト

30 中国ビジネス Q&A

香港国家安全維持法についての見解

■村尾 龍雄 弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

32 情報クリップ

「中日地方発展合作示範区」オンラインセミナー開催

令和2年度第3回賛助会員セミナー開催

コロナ禍後の世界



一般財団法人日中経済協会 副会長
阪和興業株式会社 名誉会長

北 修爾

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、感染者の治療・感染拡大防止にご尽力されている医療関係の方々にご心より敬意を表します。

このコロナ禍で二変したのは、IT活用によるネット社会の一段の拡大が、仕事のやり方に変革をもたらしたことでしょう。テレワークの普及など働き方改革に弾みがつきました。しかしITの活用について我が国はまだ不十分です。中国はIT活用では、ずいぶんと先へ進んでいます。スマートフォン利用データは集積され、個人の信用情報として格付けされるまでに浸透しています。

ITには光と影があります。光の活用が進むことを願っています。

19年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に広がり、パンデミックになりました。グローバルに乗って世界の国々の緊密化が進み、ヒト、モノ、カネの動きが加速していた状況が一変しました。世界の国々は感染の拡大を阻止するために国境を封鎖し、経済活動は大幅に低下し、ビジネスにも悪影響が出ています。グローバル化の進展で世界のものづくりは高度な相互依存関係の上に構築されてきましたが、これを再考しようとの動きも出てきました。企業は複雑に絡みあったものづくりの現場で部品を調達し、ビジネスをしています。ものづくりの大国となった中国抜きで再編成することは容易ではありません。中国が経済力で世界第二位にまで成長してきた原動力は世界の企業が中国に工場を作り、本国からの生産移管を進めてきたからに他なりません。研究開発も生産現場に近い中国で行われています。中国との関係で重要なのは、長年にわたって、こつこつと人脈・信頼関係を築いていくことであり、その行先には、中国国内にとどまらず、第三国も含めて将来を見据えた戦略的パートナーとしての中国企業との協力関係も見えてくるでしょう。

米中の対立は、当初の貿易問題から次世代通信規格など先端技術で一層激化し、通信を巡る安全保障問題では米国は同盟国に同調を求めています。

日中経済協会に集う我々は、世界との調和を図り日中の隣国関係の発展に向け、知恵と勇気を出し合う必要に迫られています。戦略的互恵関係を大事にして進むべきときではないでしょうか。

アジア経済連携の新たな視点

■篠田 邦彦 政策研究大学院大学 政策研究院 教授・参与

2020年初頭から世界各国に拡大したコロナ禍は、国際秩序の危機の顕在化・増幅、アジア経済の需給両面からの悪化、デジタル経済・社会の拡大・深化等の影響をもたらしている。日本としては、インド太平洋地域において、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の年内署名や感染症・経済対策等の取り組みを通じて、ポスト・コロナの国際秩序の安定や地域協力の推進でリーダーシップをとっていくべきである。

グローバル化の進展と新興国の急速な成長

2020年に入ってから、新型コロナウイルスがアジアを含む世界で猛威を振るっており、各国の経済・産業のみならず、地域秩序にも大きな影響を及ぼしている。本稿ではアジア経済連携の現状および今後を考えるに当たって、コロナ前、コロナ後のアジアの経済・安全保障の状況を考察することから始めたい。

アジア諸国は、コロナ前は世界経済のグローバル化、サービス化、デジタル化の波に乗って急速に成長を遂げてきた。WTO設立の1995年以降、世界の貿易額は急速に拡大したが、特に新興・途上国の貿易額の増加が顕著となっている。新興国の経済成長に伴い、中間層が台頭し、消費

の高度化によりサービス消費も増えており、サービス貿易の拡大が顕著である。同時に、世界規模でのデジタル化も進展しており、電子商取引（EC）市場は世界的に大幅な成長が見込まれている。特に、中国はECの市場規模、成長率、EC化率でみて世界中で群を抜いている。今後、アジア諸国でIoTを通じた産業の多角化・新産業創出、第四次産業革命による社会変革が期待されている。

グローバル化とデジタル化の進展により、先進国と新興国との間の格差は縮小している。91年と2018年を比較すると、世界のGDPに占めるG7諸国の比率は66%から46%に低下した一方、代表的な新興国である中国の比率は1・7%から16%まで上昇している。ASEAN全体の名目GDPも、ここ10年間で約2倍の

規模になっている。世界全体のジニ係数をみても、90年代から2010年代へと大幅に低下しており、先進国と新興国との国家間の経済格差が縮小している。

国際秩序の揺らぎと米中対立

他方、グローバル化の進展や行き過ぎた資本主義は、欧米諸国等の先進国における中間層の没落をもたらし、米国のトランプ現象や英国のBrexitのようなポピュリズム、ナショナリズムの動きを招いてきた。また、先進国が主導してきた国際協調のメカニズムが機能不全の危機に陥っている。例えば世界の通商・貿易システムでは、1948年のGATT発足以降、数次にわたるラウンド交渉を通じて、関

税引き下げなど貿易障壁の削減・撤廃や各分野でのルール形成を実施して

きたが、95年にWTOが発足した後ドーハ・ラウンドの交渉は決裂し、近年は新興国の台頭や産業構造の変化と既存の国際貿易の枠組みのギャップが生じ、WTO機能改善に向けたWTO改革が急務となっている。

こうした中、米国ではトランプ政権発足後に自国第一主義と保護主義的な通商政策をとるようになり、米中間で貿易紛争、技術覇権競争の動きが深刻化してきた。2018年7月、米国は通商法301条を中国に適用し、関税を一方的に引き上げるとともに、投資・輸出管理規制を強化してきた。これに対して中国も米国に対する関税を引き上げ、輸出管理やサイバーセキュリティに関する規制を強化してきた。20年1月に米中両政府は、米中経済貿易協定（第一段階）に署名したものの、米中間の貿易や技術覇権を巡る紛争は今後も長期化するとの見方が強い。

コロナ禍がアジアに与えた影響

こうした中、20年初から世界各国に拡大したコロナ禍は、アジアの地域秩序や経済・産業にどのような影響を与えたのだろうか。

第一に、コロナ禍により、グローバル化の進展や行き過ぎた資本主義に

より生じた国際秩序の危機が顕在化・増幅している。米中対立は、コロナ禍の原因究明、技術覇権、香港問題、南シナ海等を巡り激化しており、Gゼロと言えような混沌が続いている。中国は、国内でのコロナ収束後にいわゆる「マスク外交」で先行し、また、東・南シナ海、米国、オーストラリア、インド等の関係で対決姿勢を前面に出している。他方、米国は国内対策に遅れがみられ、経済・社会格差の問題に直面し、一国主義的な外交を継続しており、米中による競争関係の根源は中国の統治体制にあるとの認識を明確にしている。こうした中、WTO機能不全以外にも多国間の国際協調体制に軋みが生じており、20年7月に米国は1年後のWHO脱退を国連に正式に通知した。

第二に、需給両面から経済が悪化する一方、デジタル経済・社会が拡大・深化している。コロナ禍が拡大した当初、医療物資等の緊急時の輸出制限や国境封鎖によるグローバル・サプライチェーンの寸断が起きた。その後、一部のアジア諸国では需給両面のショック要因により経済が停滞し、大規模な財政出動により財政赤字が拡大している。20年6月に発表されたIMF世界経済見通しによれば、20年の経済成長率は、中国は1・0%とプラスだが、インドはマイナス4・5%、ASEAN5はマイナス2・0%となつている。また、新型コロナウイルスの感染拡大により所得・分配面の格差が拡大し、特に後発開発途上国では感染の急増による国の窮乏化や破綻のリスクが増している。他方、コロナ禍防止の観点から非接触型技術が普及し、デジタル経済・社会が拡大・深化している。ITを活用した新たなビジネス・教育のモデルが増えていく一方、一部の国では新たなデジタル国家統制社会が拡大するのではないかと懸念が指摘されている。

新たな国際秩序形成に向けた考え方

このようにコロナ禍が持続する中で、我が国として新たな国際秩序の形成に向けてどのように舵取りを進めていくべきであろうか。

第一に、多国間国際協調体制の維持および国際協力の強化である。先進国中心のグローバルガバナンスが揺らぐ中、日本、ASEAN、大洋州、欧州等の有志国の連携により、多国間国際協調を維持、国際協力を強化し、米国・中国等の建設的な関与を拡大していくべきである。特に、国際協調によるコロナ感染拡大の防止、WHOなど国連を中心とする国際機関のガバナンスの改善を進めることが喫緊の課題となつている。

第二に、経済・安全保障分野で国際ルールによる橋渡しを行うことである。例えば、通商、技術、デジタル、インフラ等の分野で国際ルールを形成し、遵守を働きかけていくべきである。特に米中対立が激化する中で、経済分野ではデカップリングによるサプライチェーン分断リスクを回避しつつ、安全保障・経済分野での国際ルール構築を進めていくことが大事である。

第三に、技術革新によるSDGsやパンデミックの課題解決である。従来の経済格差、高齢化・人口減少、都市化、エネルギー・環境等の課題に加え、新たに感染症やそれに伴う諸問題（経済・生活・教育等）に対して、デジタル・エネルギー・バイオなどの先進的技術を活用したソリューションを導入し、包摂的な社会・経済の発展を目指していくべきである。

「アジア太平洋」から「インド太平洋」へ

アジアでは、1985年のプラザ合意以降、日本を始めとする先進諸国の多国籍企業による対内直接投資が活発化し、国際的な生産ネットワークを形成し、その後、各国の経済成長に伴い、一体化した市場としての存在感を高めてきた。こうした実態面での経済統合を後押しする形で、ASEAN経済共同体、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等の制度面での経済統合の動きが進展し、東アジア大の広域経済圏の形成につながってきた。

こうした中、北東アジア、東南アジアに続き、最近では、インド等南アジアの新興国が急速に経済成長しつつあり、アジア経済の重心が「アジア太平洋」から「インド太平洋」にシフトしつつある。中長期的には産業サプライチェーンも北東アジア、東南アジアから南アジア、さらにアフリカまで拡大していくことを考慮した広域経済圏の形成が課題となる。同時に、インド太平洋地域は我が国と中近東を結ぶシーレーンの要路に当たり、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散等の課題に直面しており、この地域のルールに基づく国際秩序の確保、航行の自由、紛争の平和的解決が必要となつている。

「自由で開かれたインド太平洋」構想の発展

図 自由で開かれたインド太平洋の実現のための基本的な考え方

- 地域全体の平和と繁栄を保障し、いずれの国にも安定と繁栄をもたらすために、ASEANの中心性、一体性を重視し、包括的かつ透明性のある方法で、ルールに基づく国際秩序の確保を通じて、自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させる。こうした考え方に賛同してもらえるのであれば、日本はいずれの国とも協力していく。
- 自由で開かれたインド太平洋の実現のための三本柱
 - ① 法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着
 - ② 経済的 繁栄の追求 (連結性、EPA/FTAや投資協定を含む経済連携の強化)
 - ③ 平和と安定の確保 (海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等)



(出所) 外務省ホームページ「<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>」

インド太平洋地域で自由貿易を推進していく上で核となるのはRCEPである。RCEPは、この地域で、自由な経済活動やサプライチェーンの効率的な形成に寄与するようなルール作りを行い、域内では共通のル

19年におけるRCEP交渉の進展

インド太平洋地域で自由貿易を推進していく上で核となるのはRCEPである。RCEPは、この地域で、自由な経済活動やサプライチェーンの効率的な形成に寄与するようなルール作りを行い、域内では共通のル

インド太平洋 (FOIP) 構想を打ち出し (図)、米国、オーストラリア、インド等各国との連携を深めてきた。米国 (17年)、オーストラリア (17年)、インド (18年) とそれぞれ独自のインド太平洋構想を打ち出し、これら諸国の動きを受ける形で、ASEANは19年に「インド太平洋に関するASEANアトルック (AOIP)」を策定した。FOIPとAOIPには、開放性や包摂性など基本的な考え方において共通点が多く、19年の日ASEAN首脳会議において、安倍

首相はAOIPとFOIPのシナジーを發揮した協力の具体化について提唱した。日本や米国が主導するFOIPに對して、中国、ロシアは地政学的な観点から慎重な姿勢を崩していないが、ASEANのAOIPに関しては、19年の東アジア首脳会議における採択を受け入れている。中国は「二帯一路」構想、ロシアは「ユーラシア経済連合体」を提唱し、ASEANとの経済連携を進めているが、安全保障の性格を弱め、経済協力の取り組みに重点を置くASEANのAOIPに對して中国、ロシアが歩み寄り、ASEANを中心に据えつつ、インド太平洋協力を進めていく枠組みを構築することが期待される。

ールで手続きができるユーザーフレンドリーな協定を実現することを目標としている。

19年の交渉では、年前半に、タイ、インドネシア、オーストラリア、インドなど主要な交渉参加国で総選挙が実施されたため、事務レベルで技術的な課題を詰め、年後半に、RCEP参加国が閣僚会合を頻繁に開催し、閣僚レベルで交渉妥結に向けて政治的な決断を下していく流れとなった。

年後半の最初の閣僚会合となった19年8月のRCEP北京閣僚会合では、市場アクセス交渉で二国間交渉

の3分の2以上が相互に満足いく結果となるなど交渉が進展し、また、ルール分野についても前年妥結した7章に加えて新たに3つの付属書が妥結した。さらに19年のASEAN議長国のタイのリーダーシップにより、同年10月のRCEPバンコク閣僚会合では、新たに7つの章、1つの付属書が妥結するなど、年内妥結に向けて交渉が相当進展した。

RCEP交渉からのインドの離脱

その後、19年11月にバンコクで開催されたRCEP首脳会議では、インドがRCEPに参加しないことを表明

した。共同首脳声明では、インドを除くRCEP参加15カ国が、全20章に関する条文ベースの交渉および15カ国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取り組みを終了したことに留意するとともに、20年における署名のために15カ国による法的精査を開始するよう首脳が指示を行った。インドには未解決のまま残されている重要な課題があるため、全てのRCEP参加国は、これらの未解決の問題の解決のために、相互に満足すべき形で、共に作業をしていくことが合意された。

東アジア首脳会議の際の記者会見で、インド外務省高官は、首脳会議において、RCEP協定に参加しないとの決定を伝えたこと述べた。その後RCEP交渉を担当するインドのゴヤル商工大臣は、RCEPは印中FTA以外の何物でもなくなっており、インドの産業界と輸出業者の不利になるFTAが結ばれることは一切ないと発言するなど、インドのRCEP交渉からの離脱が大きな課題として残った。

20年内のRCEP署名に向けた課題

20年、RCEP参加国は、①残存する市場アクセス・条文交渉の妥結 ②条文の法的精査、③インドの扱いに

関する議論を進めており、20年のASEAN議長国ベトナムの主導の下、RCEP閣僚・首脳会議を通じてRCEP協定署名に向けた交渉を進めている。

RCEPについては、インドも参加した上での交渉妥結は、インド太平洋地域の自由貿易推進の柱になり、また、北東アジア・東アジアとインドとのサプライチェーンの拡大・強化にもつながるので望ましい。ただし、インドの交渉参加のためには、大幅な対中貿易赤字、農村・低所得者による反対、製造業の伸び悩み、国内経済の減速、地方選挙での与党敗北などインド国内の様々な政治課題に対応する必要があり、政治的な決断を行うためにはまだまだ時間を要するものと考えられる。

インドは、19年11月のRCEP首脳会合以降、交渉会合を欠席し続けており、20年8月27日のRCEP閣僚会合もインド抜きで開催された。閣僚会合では、コロナ禍による世界経済への悪影響が継続する中、RCEP協定の年内署名が、地域のサプライチェーンの安定性や、さらなる経済成長に資するという認識が閣僚間で共有されることにも、RCEPがインドに對して引き続き開かれていることが改

めて表明された。仮に年内にインドを除く15カ国でRCEPに署名した場合でも、今後とも、インド参加に向けた働きかけを継続していくことが必要とされている。

RCEPに続く日中韓FTA

日中韓FTAについては、RCEPと同じく、12年11月に交渉開始を宣言し、物品貿易、投資、サービスをはじめとする幅広い分野において、交渉を実施してきた。18年以降は、日中韓3カ国ともに参加するRCEP交渉が実質的に進展しているため、RCEP交渉の進展状況を確認し、日中韓FTAで、さらにかなる付加価値をつけることができるかを議論している。19年12月の日中韓首脳会議の成果文書においても、RCEP交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現に向けて、日中韓FTA協定の交渉を加速していくこととされた。年内に期待されるRCEP署名の後には、日中韓FTAの妥結に向けた交渉の加速化、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)参加国の拡大などが、インド太平洋地域での質の高い経済連携を進める上での課題となる。

ポスト・コロナのインド太平洋協力

アジアでコロナ禍が拡大する中で、RCEPのような経済連携協定に加えて、感染症・経済等の分野での地域協力の動きが進んでいる。

まず、20年4月14日に新型コロナウイルス感染症に関するASEAN+3(日中韓)特別首脳会議がテレビ会議形式で開催された。首脳会議では、新型コロナウイルスに関する早期警戒システムの強化、医療機器・検査キットの供給、ASEAN防災人道支援調整センターやASEANCOVID-19対策基金など既存の仕組の活用に合意した。また、経済・産業面では、食料、日用品、薬・医療用品等の必需品のサプライチェーンの維持・強化、技術革新やデジタル貿易を活用した中小・零細企業などへの経済支援も議論された。安倍首相からは、ASEAN感染症対策センターの設立支援を表明し、各国から賛同を得た。

その後、経済分野では、同年7月29日、日ASEAN経済大臣特別会合が開催され、「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」発出に合意し、従来の緊密な経済関係の維持に加え、コロナ禍の経済への悪影響の

緩和や経済強靱化の推進を狙いとした50を超える具体的なプロジェクトを進めていくこととなった。また、同年8月28日に開催された日ASEAN経済大臣会合では、日ASEAN協力に関する新たな「イノベティブ&サステナブル成長対話」の創設に合意した。同日に開催されたASEAN+3経済大臣会合では、市場開放性の維持やサプライチェーン連結性等を議論し、コロナの影響緩和のためのアクションプランを採択した。今後ASEAN外相会合や財務大臣会合の開催が予定されており、経済に加えて、安全保障、社会文化、財政・金融といった様々な分野でのポスト・コロナの地域協力の進め方について議論されることになる。

また、20年11月中旬には東アジア首脳会議が開催される予定であり、19年の首脳会議で採択されたAOPについて、FOIPと連携したインド太平洋協力のプロジェクトの具体化が議論される見込みである。このように、日本として、ASEANを中心にとする東アジア首脳・閣僚会合のプロセスを通じて、インド太平洋地域におけるポスト・コロナの国際秩序の安定や地域協力の推進を実現していくことが期待されている。

SPECIAL REPORT

中国の「改革開放」という路線は、パクス・アメリカーナ（米国覇権の下での平和）とグローバル化の深化が、その展開を支えてきたといえる。新型コロナウイルスの感染爆発（パンデミック）は、この二つの要素を揺るがしている。パンデミックは、中国の「改革開放」にとっても、時代を画する事件となりそうである。

パンデミックと「改革開放」

加茂 具樹 慶應義塾大学 総合政策学部 教授

流動する国内情勢と国際情勢

習近平指導部は新型コロナウイルスの感染爆発（パンデミック）に翻弄されている。米中対立の深刻化とともに、既存の国際秩序が流動していると認識してきた指導部は、パンデミックが流動化を二層に促していると理解して、国際情勢の行方に対する「不安全感」を深めている。

またパンデミックは、共産党が1992年に社会主義と市場経済が矛盾しないことを公式に確認して以来「発展こそ硬い道理」という発展主義と、そのために必要な国内外の良好な環境を保障する共産党による統治という「改革開放」路線の基本的枠組みを揺るがしている。パンデミックは持続的な経済成長という神話を突き崩し、いま指導部は防疫の徹底と経済の回復という相反する二つの課題と格闘している。この課題の成果は、共産党による一党支配の正当性に直接的に影響するものであることから、指導部は国内外情勢の行方に対する「不安全感」を深めている。

本稿は、パンデミックと対峙する指導部の国際情勢観と国内情勢観を整理して、パンデミックが中国の「改革開放」にあたる影響を検討してみたい。

百年に一度の局面の大きな変化：流動する国際情勢

指導部は、パンデミックが国際情勢に与える影響をどのように評価しているのか。2020年5月末の全国人民代表大会（全人大）において、習近平国家主席が中国人民解放軍と人民武装警察代表団の会議に出席した際の演説が、それを端的に説明している。

習主席は、パンデミックが世界のパワー・バランスに影響をあたえ、その結果、バランスが崩れようとしていること、この変化は中国の安全と発展に深刻な影響を及ぼしていること、そのために最悪の事態を想定して準備に取り組み、情勢の変化に応じて迅速かつ有効な対処を講じること、国家の主権と安全、発展の利益を断固として守ること、国家の戦略的、大局的な

安定を維持する必要があることを語っていた。

パンデミック以前から指導部は、米中対立の構図が深まる中で、「百年に一度の局面の大きな変化（百年未有之大変局）」という表現を使って、国際情勢が流動しているという認識を示してきた。その具体的な意味は、「パワー・バランスの均衡がとれて安定している状態」（中国語で「世界格局」）が変化し、その結果、「国際政治のアクター間が共有してきたゲームのルール」（中国語で「国際秩序」）が変化するという、局面の大きな変化に国際社会が直面しているという認識である。

全人大での習主席の発言は、「国際格局」が変化しつつあるという従来の認識よりもさらに踏み込んだものといえる。パンデミックによって二層の「国際格局」の変化が促され、国家



国際情勢の流動性を認識している中国指導部（全人大開催中の北京、2020年5月）

の安全と発展が影響を受けている、という不安感を強調した認識を示した。明言はしていないが、指導部の視界には、パクス・アメリカーナの動揺の可能性が入っている。

戦略的で主体的な行動の選択

「百年に一度の局面の大きな変化」という国際情勢認識の原点は、17年12月に開催された、海外に駐在している中国の大使や総領事を召集した会議での習主席が行った演説にある。以来、この言葉は、共産党中央外事工作会議（18年6月）や共産党中央党校（19年1月と9月）での習主席の講話を通じて、一步一步、共産党内での認識の共有が図られていた。

この認識をふまえて習主席が示した行動指針が「戦略的で主体的な行動の選択」である。習主席は、「百年に一度の局面の大きな変化」の下で発生するリスク（中国語で「黒天鵝」、「灰犀牛」）を未然に防ぐために準備をすすめ、「危機をチャンスに変えるために戦略的で主体的な行動を選択する」ことを訴えていた。

こうして習主席が提起した国際情勢認識と行動指針を、共産党の総意として確認したが、19年10月に開催された共産党第19期中央委員会第4

回全体会議（以下、19期4中全会）である。回会議は、「中国の特色ある社会主義制度の堅持と整備、国家の統治体系と統治能力の近代化」についての若干の重大な問題に関する党中央の決定（以下、「決定」）を採択し、この中に「百年未有之大変局」は書き込まれている。

この「決定」はなぜ必要だったのか。これを起草した背景を説明した習主席の署名記事は、「百年に一度の局面の大きな変化」が生じ、複雑に目まぐるしく国際情勢が変化していることに対応するために、共産党は「リスクと挑戦に対応し、主導権を支える力強い保証が必要だったから」と説明していた。

「危機をチャンスに変えるための主体的な行動」の一つの事例が、20年6月末の全人代常務委員会が採択した「香港特別行政区国家安全維持法（香港国家安全維持法）」である。19期4中全会が採択した「決定」は「特別行政区における憲法および基本法の規定を実施するための制度とメカニズムを改善し、愛国者を主体とする『港人治港』、『澳人治澳』を堅持し、特別行政区の法に基づくガバナンス能力と水準を高める」といって、「香港国家安全維持法」を想起させる方針を

示していた。

パンデミック以前から国際情勢に対して不安感を強めていた指導部は、国際社会の批判を顧みることなく、パンデミック以前に「香港国家安全維持法」の立法を決断したのである。そして指導部は、パンデミックがトリガーとなつて不安感を一層に強めている。指導部はポスト・パンデミックの世界をどの様に展望しているのだろうか。

その手掛かりは、指導部が15年に策定した「国民経済と社会発展第13次五年規劃」の中で提起した、「グローバル・ガバナンスと国際公共財の供給に積極的に関与し、グローバル経済ガバナンスにおける『制度に埋め込まれたデイスコース・パワー』を高め、幅広い利益共同体を構築する」という戦略である。

制度に埋め込まれたデイスコース・パワー

『制度に埋め込まれたデイスコース・パワー』（中国語で「制度性話語権」、英語で「Institutional Discourse Power」）を高める」とは、国際制度の課題設定や政策決定の過程における中国の影響力を強化する、という考え方である。指導部は、国際通貨基金やアジア開発銀行といった既存の国際制

度に加え、「二帯一路」の展開、インターネットや深海底、極地（北極・南極）、宇宙などの、今まさに、あらたに国際的な制度を形成する途上にある領域において、アジエンダ・セッティングや政策決定のプロセスに中国が関与する能力を高めるために、これらの制度設計の取り組みに積極的に関与することを目的として掲げている。

この考え方は、米国の覇権を模倣したのもといえる。2000年代に中国の国際政治学コミュニティは、パクス・アメリカーナの下での平和、すなわち米国の覇権がどのように形づくられてきたのか（また、それはいつまで続くのか）を論じていた。そこでは、米国の覇権の構造をレジーム覇権、経済覇権、政治とイデオロギー覇権、軍事覇権の四つの要素に整理し、そのうち「レジーム覇権」が要であると論じていた。いま中国が目指す「制度に埋め込まれたデイスコース・パワー」を高めるといふ考え方は、まさに「レジーム覇権」の確立にむけた取り組みともいえる。

そこには、既存の「国際秩序」に対する修正主義的な行動を選択する中国の行動を読み取ることができ、問題はその先である。中国はどのような「国際秩序」を創ろうとしているかで

ある。中国の「改革開放」を外から支えてきたパクス・アメリカナがパンデミックによって大きく動揺し、指導部は「不安全感」を強めている。指導部は、来たるべき衝撃に備えるために「内向き」を選択するのか、このチャンスを生かすためにより積極的、攻撃的な行動を選択するのか。指導部の判断はまだはっきりと見えてこない。

政府活動報告と「社会各方面」…流動する国内情勢

パンデミックは、指導部の国内情勢の行方に対する「不安全感」も深めている。

パンデミックによって延期されていた第13期全国人民代表大会第3回会議が20年5月22日に開催された。この会議において李克強國務院総理が行った政府活動報告は、パンデミックとの対峙の功労者を讃えた。そこから見えてくる指導部の国内情勢観は興味深い。

活動報告が示した、パンデミックを押し返し、これからの持久戦を戦う主役は、もちろん習主席と党中央である。そして、これに國務院と軍、地方が協力する、という構図を活動報告は示していた。興味深いことは、活動報告が、そこで「社会」の役割につ

いて詳細に言及したことである。

活動報告は、「コミュニティーワーカー（社区工作者）、警察官、末端幹部、報道・メディア関係者、ボランティア（志願者）がそれぞれの役割をしっかりと全うし、「配達員、清掃員、感染対策物資の生産者と輸送者が苦勞を厭わず」に活動したと指摘していた。とくに、「コミュニティーワーカー（社区工作者）、警察官、末端幹部、報道・メディア関係者、ボランティア（志願者）」に言及していたことは、指導部の国内情勢観を理解するうえで重要な手掛かりとなる。

中国は、繰り返し大きな自然災害に見舞われてきた。1949年以降の中国において、そうした自然災害との対峙の主役は、公式の説明は、もちろん一貫して共産党であった。2003年春に中国で猛威を振るったSARS（重症性呼吸器症候群）後に開催された全人代、08年5月の四川汶川大地震後に開催された全人代は、この自然災害に対して共産党がどの様に対峙したのかを語っていた。

04年の活動報告は、「共産党中央と國務院が国民の健康と安全を第一に考え、SARSの感染拡大防止と治療のために尽力した」こと、そして「國務院と地方政府が『防治非典指揮部』

を設置し、人的、物的、財政的資源の統一的な分配と配置を行って、都市部と農村部の基層組織が積極的に活動することを促した」ことを述べていた。08年5月に発生した四川汶川大地震においても同様であった。活動報告は「共産党と國務院の強力な領導のもと、全国の各民族と人民、特に被災地の人々は団結し、人民の子弟である兵士たちは団結して目的を達成した」と述べていた。

しかし、20年の政府活動報告は、04年と09年になかったアクターについて言及していた。「社会の様々な行為主体（中国語は「社会各方面」）である。

公衆衛生と「民間力量」

中国国内で報じられていたように、都市部における感染症対策を実施する過程で、その草の根レベルの自治組織である居民委員会や社区が重要な役割を發揮していた。都市封鎖によって滞った医療物資や生活必需物資の支援や流通には、数多くのボランティアをはじめとする「民間力量」が重要な役割を發揮したと報じられていた。

パンデミックとの対峙は、公衆衛生問題である。この過程で公衆が重要な役割を担っているということは、中国

においても認識が共有されている。例えば、雑誌「財新」に掲載された社説「公衆衛生は民間の力量を重視しなければならぬ」は、上海市の「伝染病防治管理法」第22条で社会の参画を促し、民間の力を鼓舞して、ボランティア方式を積極的に活用することを規定していることを例に挙げながら、防疫（治療）活動に公衆が関与する意識をもつことは重要だと読者に訴えていた。

20年の政府活動報告がコミュニティーワーカーやボランティアに言及したのはなぜか。その理由は、一つあるように思える。一つは指導部が感染症を押し返す過程で「民間力量」が重要であることを自覚し、今後、パンデミックとの持久戦のためには彼らの継続的な関与が必要だという意識を強めたからという見方である。持久戦を展開するために指導部は、習主席の指導力と共産党の役割の大きさを繰り返し喧伝してはいるが、実は「民間力量」がなければ、なんら対処できなかつたというのである。

いま一つには、これとは真逆の理解である。指導部は、近年、都市部の社区を社会管理の基層単位（末端組織）として位置付け、社区を通じた共産党による社会管理の徹底を促す

方針を示している。そうした管理のメカニズムがパンデミックを押し返す過程で、重要な役割を担ったのは事実だろう。したがって活動報告がコミュニケーションワーカーやボランティアの存在を強調したのは、指導部が、彼らを通じて社会に対する管理が徹底し、防疫活動に効果があったことを示したかったのかもしれない。あるいは今後一層徹底するという決意の表明であつたのかもしれない。指導部は、社会の安定、治安維持のために社会団体や業界団体、地域社会への管理を強化している。

指導部は、パンデミックへの対処という公衆衛生問題において、当面持久戦を堅持しなければならない。指導部にとっての力ギは社会の草の根レベルの積極的な関与を促し、同時に社会の草の根レベルへの管理の強化と徹底である。そうした認識が、活動報告に「社会各方面」を書き込ませたのだろう。

ただし指導部にとってそれは、支配を維持するためのコストの上昇を意味する。共産党が「改革開放」の道を選択して以来、中国社会は急速に多様化した。そして通信技術の発展に伴ない社会は自らの要求を訴える手段を手にした。指導部は、多様化し、

主張を強くする声を、集約して調整して、社会が納得するコンセンサスを見つけ出し、そこをめぐって政策を形成し、決定しなければならない。指導部は社会の要求を調整する能力の向上が求められる。もちろん、その調整する能力には、不協和音を発する社会を力で以て誘導し、管理（＝統制）する能力も含まれる。

権力を関係概念でとらえるのであれば、治者（共産党）の権力が被治者（社会）に権威として認められると支配が確立する。つまり、これまで「改革開放」の下で、共産党による一党支配が持続してきたのは、社会が、積極的であろうと消極的であろうと、開発主義を掲げる共産党の実績を評価し、その権威を受容し、権力を認めてきたからである。指導部は、社会の声を調整し、誘導、管理し、社会が共産党の権威と権力を受け入れるよう促し



都市封鎖の際には「民間力量」が重要な役割を發揮（北京）

てきた。では、これからも共産党は社会に権威と権力（＝共産党による一党支配への支持）を認めさせ続けることができるのか。パンデミックによって、そこに新しい要素が加わるのかもしれない。

ポスト・パンデミックの「改革開放」

知られているとおり、20年の活動報告は経済成長率についての具体的な目標を書き込まなかった。多くの関心はその理由に集まっているが、重要なポイントはそのことではない。経済成長率が書き込まれなかったことは、治者と被治者の間にある「暗黙の交渉」が変更されたことを意味していることが重要だ。これまでの指導部は、活動報告で示した経済成長の目標を達成することが「暗黙の交渉」を満たす（共産党による一党支配への支持を獲得する）ための実績であつた。しかしパンデミックの結果、指導部は経済成長とは異なる実績を示して支持を獲得する必要性に迫られているのである。

それが、活動報告の中で繰り返し言及されていた雇用と防疫である。感染症と対峙しながら雇用問題を解決する。防疫が

人々の活動を制限することであり、雇用が経済活動の活性化を促すことだとすれば、指導部は相反する要求を内包する政策課題と向き合っていることになる。中央と地方、都市と農村では、防疫と雇用をめぐる社会からの要求の均衡点は異なり、政策的なコンセンサスを見つけることは難しい。指導部は、この雇用問題を克服するために新しいビジネスモデルを模索しようとしている。

パンデミック後、指導部が「暗黙の交渉」を成功させるために不可欠な結果は、経済発展という明快な課題から、防疫と雇用のバランスという複雑な課題へと変化した。これは、一党支配を持続させるために指導部が、社会から表出される利害の調整能力の強化を求められていることを意味する。それは指導部の国内情勢に対する不安安全感が高まる重要な要因である。これに国際情勢に対する不安安全感が指導部に圧力をかけている。

指導部は、ポスト・パンデミックの中国の「改革開放」という開発主義の路線を歩み続けるために、どのように政治と社会の安定を保障するのか。指導部には、パンデミック以前とは異なる複雑な方程式を解くことが求められている。

SPECIAL REPORT

新型コロナウイルスの流行が沈静化に向かうと、中国の政策の重点は雇用の安定にシフトした。焦点は大学生と農民工だ。コロナ禍では、かつて一握りのエリートであった大学生の余剰が再確認される一方、農民工は現場復帰の遅れ、つまり不足が問題となった。コロナ禍が終息すれば、対面型ビジネスの制限が緩み、景気回復テンポは速まるであろうが、それは少子高齢化に伴う労働力不足の問題が再燃し、企業がその対応に追われるということでもある。

変化する中国の労働市場と雇用対策

箱崎 大 独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員

コロナ禍で雇用が最優先の政策課題に

コロナ禍前夜の2019年、調査失業率は微妙に上昇していた。求人倍率は上昇していたが、原因は求職者数の減少であり、求人数は増えていなかった。政府は雇用情勢について楽観視していたわけではないだろう。だが6%の成長が保たれていたためか、国務院常務会議（閣議に相当）の議題をみても、19年で「就業」がテーマとなったのは7月と12月だけで、雇用は最重要課題という位置付けではなかった。しかし20年は2月以降「就業」の安定・促進が月に1度はテーマにあがるようになった。2月13日に「全人的資源社会保障系統組織『新型コロナウイルス』雇用対策テレビ電話会議」が開催され、3月18日には「新型コロナウイルス肺炎流行の影響に関する国務院弁公庁の雇用安定対策の強化に関する意見（以下、「意見」）（国務院「2020」第6号）が打ち出された。コロナ禍は雇用を中国経済の最重要課題に押し上げた。

雇用安定対策の6つの柱

「意見」には6つの柱がある。
①雇用優先政策のより良い実施

は、操業の迅速な再開を掲げ、解雇を回避するために企業の各種費用の軽減、「露店経済」のバックアップなどの方針を打ち出した。

②農民工の安全かつ秩序ある雇用移転を導く」は、農民工の職場復帰に向けた帰還労働者輸送力の向上に加え、地元での雇用拡大を打ち出した。

③大学・高専卒業生の雇用ルートの拡大」には、大学生を雇用する中小企業への雇用助成金支給や各級事業単位の欠員に関する特別採用大学生の割合の引き上げ、都市と農村のコミュニティにおける公共管理・社会奉仕ポストの設置が盛り込まれた。採用受け入れ時期の繰り延べも提案している。コロナ禍が過ぎ去るまで就職時期を繰り延べることができれば、それだけ企業の負担も減る。

④困窮者への社会保障の強化」では、失業者の生活保障の充実とともに、雇用者ゼロ世帯をなくすことを宣言した。

⑤職業訓練と雇用サービスの整備」では、職業技能訓練、中でも失業者と農民工のための訓練拡充を打ち出した。

⑥雇用活動の責任の集中」では、雇用補助金と雇用安定補助金の拡充

や、雇用安定化政策と措置がよく実施され雇用の促進と主要グループの就業・創業などが十分行われている地方に対する資金のサポートを打ち出した。

政府は雇用安定対策を通じ、企業に操業の迅速な再開を迫り、また、各種費用徴収の削減を通じ事業の継続を支えようとした。視線の先には、大卒者と農民工があった。

出稼ぎは省内が主流に

1990年代、農民工（農村戸籍の出稼ぎ労働者）といえは工場寮に住み込む10代の女性だった。内陸部から沿海部の都市に出て、残業もいとわず働き、仕送りや貯金をし、3年ほどすると故郷に戻った。するとまた別の農民工が出稼ぎに来た。当時、農民工は無尽感で賃金上昇はないとまで言われた^{注1}。しかし2000年代に入ると農民工の賃金は明らかに上昇し始め^{注2}、04年春には広東省で出稼ぎ労働者不足が取り沙汰されるようになり^{注3}、10年頃には「ルイスの転換点」の議論が盛んになった^{注4}。

国家統計局の「全国農民工監測調査報告」（以下、「報告」）によれば、今や20歳以下の農民工は2%にとどまり、50歳超が約4分の1を占める（表1）。既婚者の比率も11年の73・

表1 農民工の年齢構成の変化 (%)

	16～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	50歳超
2011年	6.3	32.7	22.7	24.0	14.3
2019年	2.0	23.1	25.5	24.8	24.6

(出所) 中国国家统计局「全国農民工監測調査」2011、19年版

表2 農民工人口の変化 (万人、%)

	2011年	2019年	増減
戸籍地外農民工	15,863	17,425	1,562
省外	7,473	7,508	35
省内	8,390	9,917	1,527
戸籍地内農民工	9,415	11,652	2,237
合計	25,278	29,077	3,799

注) 各欄の上段は人数、下段は構成比。

(出所) 中国国家统计局「全国農民工監測調査」2011、19年版

「報告」の調査項目は、農民工の様
農民工の都市生活の細部に
向かう農民工調査

子と共に変化している。11年の調査が
調べているのは、農民工の人数、年齢、
男女比、教育水準、流入地域、従事
する業種、収入、住居の状況、労働
者保護の状況(賃金の遅配、労働契
約の締結、長時間労働の状況)など
労働力の属性だが、14年には農民工
の住居や消費動向など、その生活につ
いても尋ねるようになった。16年は都
市の農民工の社会への融合状況」の
調査が始まった。この年は、余暇に何
をしているか、困ったとき頼りにする
のは誰か(故郷の親類や知人なのか、
職場の人々なのか)、「工会」(中国版
の労働組合)に加入しているかといっ
た客観データを集めるだけだった
たが、17年から都市への帰属意
識を問うようになった。また、
農民工の子女が都市で受ける
教育の状況も調査するように
なった。調査の関心が農民工
の都市での生活の細部に向かっ
ている。この年、新世代農民工
(1980年代生まれ以降の
農民工)が農民工の過半を占
めるようになった。

2019年には農民工の過
半数(51.0%)が第3次
産業に従事するようになった。
戸籍地外に出る農民工の14.8%が大卒ないしは専門学校卒であ
り^{注)}。単純加工組立工程を支えたか
つての出稼ぎ労働者のイメージから
は遠い。都市に溶け込む農民工も少
なくないだろう。しかし、都市戸籍
者との明確な違いがある。それは農
民工には農村という帰る場所がある
ということだ。田原(2020、P
216)は「出稼ぎに伴う現在の農
村から都市への人口移動は、恒久的な
『移住』(migration)というよりは、
人的な『還流』(circulation)の一部
分」であると述べている。それは、リー
マン・ショックやコロナ禍のような経
済の激変に対する一種のリスクヘッジ
にもみえる。

農民工が省外ではなく近隣にとど
まるのは、それだけ中国の経済成長が
広い範囲に及び働き口が見つげやす
くなったことだが、それ以外にも
不動産価格の上昇と子女の教育機会
といった要因が指摘できる。

中国の都市(城壁で囲まれた町)
の中で一番下のレベルの「農村や農民
にとつても最も身近な都市」を県城とい
う。大都市は、稼げてても生活コスト
が高すぎ暮らせないし、マンションも
高すぎて買えないが、県城のマンショ
ンなら手が届く。それだけではない。
農村の教育の質が悪く「村レベルの学
校には、ほとんど児童がいなくなっ
ているところもある。反面、県城の学校
に人が集まり、「マンションを買って
住んでいる人もいるし、親が付き添っ
て県城に部屋を借り、子供の身の回り
のケアをしながら就学させたりし」て
いる^{注)}。

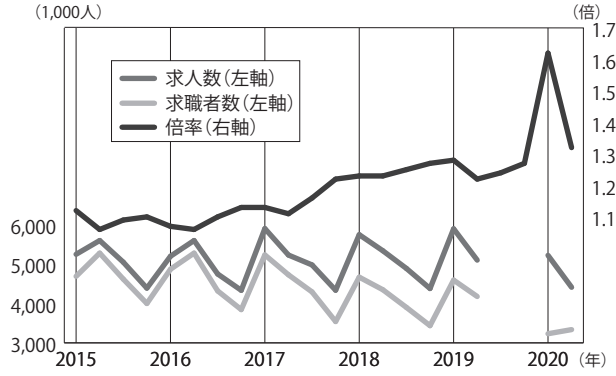
改革開放(1978年)当初の
就業構造をみると、GDPシェアが
3割弱に過ぎない第1次産業が就業
人口の7割を占めていたが、今では4
分の1ほどになっている。第2次産業
はGDPシェアでは2011年まで
首位だったが、その後第3次産業に抜
かれ、就業人口のシェアも12年(30.3%)
以降は低下が続いている。し
かし第2次産業は就業者一人当たり
のGDPでは高水準にある。人々が
第3次産業に流れてしまうようにな
り、第2次産業は、効率追求に向かっ
ている。第3次産業は就業人口で11
年に第1次産業を抜き、GDPシェ
アでも12年に第2次産業を抜いて首位
となった。輸出額世界第1位の中国に
は「世界の工場」のイメージが強いが、
今やGDPでもても就業者数でもて
も中心は第3次産業だ(表3)。

表3 GDP、就業人口、1人当たりGDPの推移

	GDPの構成比(%)			就業人口の構成比(%)			就業者1人当たりGDP(元)		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1978	28	48	25	71	17	12	359	2,527	1,851
1990	27	41	32	60	21	19	1,289	5,589	5,102
2000	15	46	40	50	22	27	4,083	28,155	20,127
2010	9	46	44	37	29	35	13,759	87,735	69,140
2018	7	41	52	26	28	46	31,955	171,108	130,662

(出所) 中国国家统计局「中国統計年鑑」2019年版

図1 求人数、求職者数と求人倍率の推移



(出所) CEIC

共同アンケート) によれば、面子(中国語では「高大上」で、ハイエンド・立派・ハイランクの意)で職を選ぶ若者が減り、仕事の中身や将来性、自己の能力開発に資するかどうかなどが関心事になっているという。ある学生は、「仕事は

流動化する大学生

00年代初頭までは、大学生という存在が貴重だったこともあり、「出身地や大学所在地等の地域に、ある程度の収入が得られる雇用機会が存在

していた。そのため、沿海部の大都市への移動は抑制されていた」。しかし、1999年に始まった大学定員拡大政策の影響で、18〜35歳の1920人に対するアンケート(中国青年報社会調査センター報(20年7月2日付)の記事がある。ケート(中国青年報社会調査センター

で、大卒者が2003年から増え始め、「大卒者等のホワイトカラー層でも内陸部の雇用情勢が厳しい地域から雇用機会が豊富な沿海部の大都市への就職移動が顕著にみられるようになった」。近年はそうした就職難の影響だけでなく、「スキルアップ・キャリアアップを図るためという、より積極的な動機」による就職移動もあるというが、総じていえば大学生は余剰気味で就職に苦労している。



農民工の職場復帰が遅れ操業再開が課題となった2020年初頭(北京通州)

自分のためにするのであり、他人に見せるためのものではない。今年の新型コロナウイルスの流行を経て、私は自分の気持ちや大事にするようになった」と語っている。記事の中で、中国政法大学の資源開発管理研究センターの王雲所長は、若者は従業員能力を重視しコアリソースとする企業を選ぶべきだと述べている。「そのような企業は、若手育成に積極的に投資をする。人の能力開発を重視する雰囲気は、企業の若者が個人の能力の向上を重視し、効率的に仕事をし、健全な職業観を形成することを促す」という。若者に自分が成長できる職場を勧めているが、それは面子で職場を選ぶこと

が難しいためでもあるだろう。職場復帰をためらう人々 中国で新型コロナウイルスが猛威を振るった20年1〜3月期、求人倍率が前期の1・27倍から1・62倍に急騰した。求人倍率=求人数÷求職者数であり、景気が落ち込むときは求人数が減るため低下するものだが、今回は求職者数の激減により急騰した(図1)。失業からくる不安より、新型コロナウイルス感染への不安やあきらめの気持ちが大きかったようにみえる。 20年の春節明けは農民工の職場復帰が遅れ、操業再開は大きな課題と

なった。農民工にしてみれば、当時はコロナの流行により移動制限が厳しく、都市にある職場に戻ろうにも家に入るののか、2週間待機する間どう生活すればよいか、食料は手に入るか、賃金はもらえるのか、職場で感染するのではないかといった様々な不安があったはずである。

コロナの流行とロックダウンで経験した不安や孤独が、仕事や働き方について再考する1つのきっかけになっても不思議ではない。

労働者保護の強化と労働力不足の再燃

コロナ禍では、蒸発ともいっても過言ではない急激な需要減が起こった。

季節調整値でみると、投資（固定資産投資）は20年2月に4年ほど前の水準にまで落ち込み、消費（社会消費品小売総額）は1月に前月比で2割ほど減少した。しかし、「復工復産」（職場復帰・生産再開を意味する中国政府のスローガン）の推進に後押しされ、生産は5月には前年12月の水準にほぼ回復し、投資も3月以降前月比5〜6%の拡大が続き底打ちしたといえる。消費は4月まで底ばいだったが、武漢のロックダウンが解除され5月になると増加ペースが上

がり、季節調整値でみるとコロナ前と同じかそれ以上の増加を示すようになった。2月に6・2%にまで上昇した調査失業率も低下傾向にある。需要より生産の回復が先行する形だが、中国経済が回復過程にあるのは確かだ。新型コロナウイルスにもワクチンが開発され、対面型ビジネスの制限が緩和されれば、消費回復の勢いは増すだろう。

しかしそうになると、労働力不足の問題が再燃することも考えられる。生産年齢人口の減少傾向は変わっておらず、省を越えて働きに出る農民工も既が増えなくなっているからだ。コロナ禍の記憶が残る中、それが増え出すとも思えない。

最後に、前述の「意見」すなわち雇用安定対策には「柔軟な雇用」の拡大が盛り込まれている。非正規雇用に近い概念だろうか。非正規雇用については、働き方の自由度が高い反面、収入や雇用の不安定性、正社員との待遇差などが指摘されている。梶谷（2018、P159）は、中国でシェアリング・エコノミーが拡大する中、「そこに就業する『新しい非正規労働者』の権利をどう保障するのか」に注目している。非正規雇用が広がればそれだけ、その権利保障への社会の

関心も高まるであろう。雇用安定対策でも、柔軟な雇用形態の従業員の基本年金保険加入を省都市部戸籍者に制限する規定の廃止と、就職が困難で大学卒業後2年以内に就職できていない人が柔軟な雇用の後に収める社会保険料に対して一定の補助金を給付することが打ち出されている。

中国では、産業構造の転換と現役世代の減少が同時かつ急速に進んでいる。一定の豊かさを実現し、また経済危機やコロナ禍を経て、仕事に対する人々の考え方も変わりつつある。厳しい採用基準でも人材を十分に集めることのできる企業はそれだけでよいが、むしろ中国市場における激しい競争の中で人社の戦力化、定着化の巧拙を問われる企業が増えていくのではないか。



注1…例えば黒田（2001）には、「円ベースで換算するともう10年以上人件費コストは上がっていないし、今後も相対期間上昇は考えられない」（P115）といった記述がある。

注2… 梶谷（2016）の図3

注3… 丸川（2013）P103

注4… 梶谷（2018）P137

注5… 中国国家统计局「全国農民工監測調査」19年版による。

注6…この段落の引用は田原（2020、

P221〜223）による。
注7…この段落の引用は阿部（2017、2018）による。

《参考文献》

- 阿部康久（2017）「中国珠江デルタ地域へのホワイトカラーの省間移動と就業継続意志」日本都市学会、『日本都市学会年報』50、p99〜108
- 阿部康久（2018）「ホワイトカラーの就職移動からみた中国社会の変化―珠江デルタ地域への移動者を中心に」日本地理学会、18年度秋季学術大会発表要旨集
- 梶谷懐（2018）「中国経済講義―統計の信頼性から成長のゆくえまで」中公新書
- 黒田篤郎（2001）「メイド・イン・チャイナ」東洋経済新報社
- 厳善平（2016）「変化する中国の産業構造と労働市場―深刻化する労働供給制約の克服への課題」労働調査協議会、『労働調査』、16年5月
- 田原史起（2020）「都市化政策と農民―『県域社会』の視点から」、『現代中国ゼミナール―東大駒場速読講義』東京大学出版会
- 丸川知雄（2013）「現代中国経済」有斐閣

SPECIAL REPORT

経済のグローバル化やデジタル経済の進展を踏まえ、世界的にもビジネスモデルの転換が議論されている。こうした中、最近では経営方針の主眼を「経済性」から「社会性」に転換しつつある中国企業も少なくない。そこで本稿では、グローバルに事業を幅広く展開しているファーウェイ（華為技術）の「Win-Win 志向」の取り組みを事例として、新たなビジネスモデルに向けた分析を試みたい。

中国のビジネスモデルと「社会性」 —ファーウェイの事例からの示唆—

全 洪霞
高久保 豊

日本大学大学院 商学研究科 博士後期課程
日本大学 商学部 教授

1. はじめに「社会性」というキーワード—

改革開放政策から40数年が経過した。かつては経済体制改革が議論された。今日ではビジネスモデルの転換が議論されている。まさに隔世の感があるが、本稿では中国の新しいビジネスモデルへの視角として「社会性」のありかたを検討してみたい。

今日「ビジネスモデル」といえば、「儲かる仕組み」という関心からの分析が多い。中国企業から日本は何が学べるのか。競争に負けないためにはどんな手を打てばよいのか。このような問題意識による考察がよく見られる。その焦点は優れた「経済性」であり、その反面として社会慣習や政治体制の違いに問題あり、という論調のレポートも珍しくない。

本稿は、「経済性」の分析視角から一定の距離を置き、会社と従業員、会社と顧客、会社とパートナー、会社と経済困窮地域など、様々なステイクホルダーとの分かち合い、言い換えば「Win Win 志向」を切り口にして、近年の中国企業が徐々に「社会性」に注力し始めてきた状況を理解するべく、その一断面にメスを入れていきたい。その一つの事例と

して、今回はファーウェイ（華為技術）の取り組みを取り上げることとする。

2. なぜ「Win Win 志向」のビジネスモデルが問われるのか

21世紀に入り、経営学の分野では、ビジネスモデルの議論が盛んに行われるようになった。根来龍之と浜屋敏はビジネスモデルを「事業活動の構造モデル」と定義し、①戦略モデル、②オペレーションモデル、③収益モデルの3つの構成要素によって成り立つとした^{注1)}。

他方、オスターワルターとピニユールは、「いかに価値を創造し、顧客に届けるか」を描き出すべく、「ビジネスモデル・キャンバス」を世に問うた。これは、①顧客セグメント (CS)、②価値提案 (VP)、③チャネル (CH)、④顧客との関係 (CR)、⑤収益の流れ (RS)、⑥リソース (KR)、⑦主要活動 (KA)、⑧パートナー (KP)、⑨コスト構造 (CS) という9つのブロックで構成される枠組みである^{注2)}。

いずれも、事業システムだけでなく「収益モデル」が構成要素として存在している点にその本質があらわれている。ただし、「ビジネスモデル・キャン



ファーウェイを視察した日中経済協会合同訪中代表团 (17年11月、広東省深圳)

バス」では、「顧客にどんな価値を提供するか」という価値提案 (VP) が中心に位置付けられる点に特徴がある。顧客というステイクホルダーを中心に据え、収益性を重く見ながらもそれが最終目的ではなく、あくまで顧客の満足をゴールとする設計思想が垣間見えるのである。

ところで、伝統的なアプローチとしての経営管理論では、そもそも会社とステイクホルダーとの間のバランスが一貫して議論されてきた。テイラー・システムは「高賃金・低労務費」という形で会社と従業員との間の関係が説明され、フォード・システムは「高

表 ファーウェイの業績評価システム：評価等級に基づく給与・福利厚生と昇格・昇進等

給与・福利厚生				昇格・昇進等						
評価等級	給与調整	ボーナス	長期インセンティブ (ESOP：割当上限付きプラン+ TUP: 時間単位プラン)	福利厚生	評価等級	幹部の任命と昇進	職位等級の昇進	任職資格の昇進	不適任者の人員整理	内部異動
A	昇給のチャンス有り	多く受領するチャンス有り	受領のチャンス有り	業績評価の結果と関係なし	A	中・上級管理者になるチャンス有り	スピード昇進のチャンス有り		なし	チャンス有り
B+			チャンス有り							
B			当該年度の株の配分総量と総合評価の序列により確定							
C	昇給なし	少ない/なし	なし	なし	C	チャンスなし/降職		チャンスなし	業績を監督	チャンスなし
D		なし			チャンスなし/降職・退職勧告		最下位の場合、解職			

(注) 聞き取り調査に基づく資料により筆者(全洪霞)作成
 (出所) 全洪霞 [2019] 「華為の業績評価システム—『華為基本法』の規定とその現実的展開」『アジア経営研究』第25号、58頁 (表記を一部改編)

賃金・低価格」という形で従業員と顧客の双方を両立させる関係が構築された。いずれも効率的な生産システムによる「経済性」を目指す議論と

捉えられがちだが、単なる効率一辺倒の物語ではなく、「社会性」への配慮を意識したうえで生産性向上が問われたのであった。

本稿での理論的枠組みとしては、企業の力強さという観点から「経済性」を議論するよりも、むしろその前提として配慮されてきた「社会性」に着目し、これが経営理念と管理システムの中にどれだけ組み込まれているのかを確認していきたい。特に今回、米中間の国際技術競争の真只中にある存在として注目されるファーウェイを取り上げる狙いは、その業績やテクノロジーの優劣とは異なる横顔を理解しようとする点にある。

3. ファーウェイにみる「社会性」の二側面—高報酬・高度人材の視点—

ファーウェイといえば、米国が最大の強敵として注目するICT企業である。生み出される数々の特許や高い業績は、さぞや厳しく「経済性」を追求した成果と捉えられがちであろう。しかし、実際は「働く人のため、そして会社や顧客との一体感を大

事に」という考え方を基本とし、従業員の自己実現やステイクホルダーへのきめ細かな配慮を念頭に置くオペレーションに特色がある。「奮闘者」に手厚く報いる「高報酬・高度人材」を制度化し、その結果として「経済性」がもたらされているのである^{注1)}。

その制度的基盤は、第一に、ファーウェイの独特な従業員持株制度である。創業当初は資金調達目的で導入されたが、その後に優秀な人材を自社で保持する目的に変化した。ICT企業の宿命として、高水準のR&D活動には高度な人材が不可欠だからである。

第二に、個人レベルの徹底した業績志向の実施である。社内の厳しい競争が要求される一方、それに見合う高報酬を支給する仕組みが提示されている(表)。ただし、価値還元のプロセスにおいて、全従業員に対する適正配分への留意が十分に保持されている点に着目したい。ファーウェイには、その基本理念、経営方針、組織政策などを明文化した「ファーウェイ基本法」が存在し、その第56条を読むと、従業員は「人格において平等」という記述のほか、「公正性・公平性・公開性」を重んじる規範が示されている。つまり、「奮闘者」の育成に基づく「経済

性」の実現は、従業員との間の確固としたWin-Win関係構築という基盤があつてこそ、これが成就していることがうかがわれるのである。

ところで、ファーウェイにとって、従業員のみならず、顧客もきわめて重要なステイクホルダーである。ファーウェイのコアバリューは「顧客を中心とし、奮闘者を根幹とし、長期にわたり刻苦奮闘し、絶えず自己批判に努める」と規定され、顧客の満足が会社の利益となり、従業員の報酬に連動する仕組みの徹底が謳われている。ここに描かれる一体感の醸成は、顧客と会社と従業員との三者に代表されるのみであるが、実際の行動を検討してみると、その根底にはより広いステイクホルダーへの視角を見出すことができる^{注2)}。この点については、コロナ禍への対応の中で顕著に表れている。以下の節で確認していきたい。

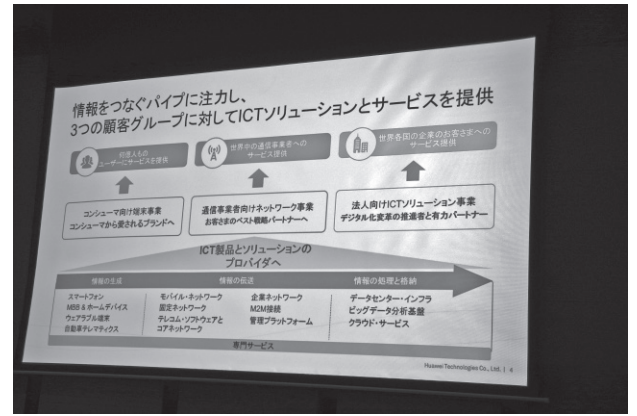
4. ファーウェイの「コロナ禍」への対応—より広い「社会性」への眼差し—

これまでファーウェイは、ソリューションの研究開発からテクノロジーの共有、さらにエコシステムの構築に至るまで、「温もりのある技術」を人々、各家庭、各組織に至るまで提供するこ

とに力を入れてきた。今回のコロナ禍においては、これまで積み上げてきた自らの技術資源をもつてコロナと闘う姿勢を示し、「科学技術でコロナと闘う戦略行動計画」を発表した。これは、クラウドとAIサービスの無償提供を通じて、世界に向けてパンデミックと一致団結して戦うことを支援するパートナーに呼び掛けたものであった。

まず、企業に対しては、各業務のクラウド上への移行を支援し、業務が継続できるように保証すると発表した。また、教育界に対しては、学校や教育機関へのオンライン教育サービスを提供した。医療の分野では、スマート・ヘルスケアを無料で開放し、ウイルス遺伝子検出、抗ウイルス薬のインシリコスクリーニング、AI支援CT患者スクリーニングなどのサービスを提供することを発表した^{注6)}。

そのほか、遠隔オフィス、企業支援、オンライン教育、スマート・ヘルスケア等に焦点を合わせたプログラムとして「Anti-COVID-19 Partner Program」を発表した。このプログラムに参加するパートナーは、総合的なビジネス、テクノロジ、マーケットに関するサポートに加え、最大3万ドル相当のクラウドリソースを無償で得る機会が与えられるという。以下に



「Win-Win 志向」の経営方針を示すファーウェイ(17年度日中経済協会合同訪中代表団時のプレゼン資料)

おいて、それぞれの領域に関する具体的な取り組みを見ておこう。

a) 遠隔オフィス：社内デジタル化を加速する WeLink

コロナ禍以降、日本ではZoom、Google Meet、Microsoft Teams などによるオンライン会議システムが各企業や教育機関などで使われているが、中国ではアリババグループの Ding Talk やテンセントの Voov Meeting のほか、ファーウェイが WeLink を立ち上げた。もともと社内でも2017年1月から使われてきたオンライン会議、メール、稟議、情報共有など数多くの機能をもつビジネスプラットフォームであったが、19年12月に

WeLinkとして企業向けにリリースされたものである^{注6)}。聴き取り調査によれば、19年末のファーウェイ内の WeLink ユーザー数は35万人、1日のアクセス数は延べ1200万回に達し、20年7月末までのグローバルユーザー数は350万人に上るといふ。

その後、20年6月1日までの間1000アカウントの時間無制限のビデオ会議が無償提供された。このことにより、コロナ禍における遠隔オフィスとして、人と人との接触回避に役立ち、春節期間に数十万社のオフィスワークの効率化に貢献したという。

b) 中小企業等への支援：クラウドリソース等の無償提供

コロナ禍では、パートナー企業が安全かつ効率よく業務に戻ることをいかに支援するのが、全国的にきわめて重要な命題となる。20年2月にファーウェイがパートナー企業とともに立ち上げた「中小企業コロナ救援プログラム」では、10万社の中小企業に対してクラウドリソースと技術ソリューションが無償で提供された^{注7)}。

ファーウェイはほかにも、空港、駅、工業団地、自治組織などの公共空間に対し、AI画像認識を用いた監視システムや早期アラート分析サービスなどを無償で提供している。

c) オンライン教育：「学びを絶対に中断しない」への対応

ファーウェイの遠隔教育ソリューションは、クラスルーム内容の記録、遠隔授業、対話式授業を統合した教育クラウドプラットフォームを形成するものである^{注8)}。

コロナ禍によって世界15億人以上の学生が教育機関閉鎖の影響を受けた。ユネスコは Global Education Coalition を開始し、国際組織、市民社会、企業が「Learning Never Stops (学びを絶対に中断しない)」の取り組みを行っている。ファーウェイの対応としては、オンライン授業、オンライン訓練、オンライン実験などのために、総額500万ドルの Huawei ICT Academy Development Incentive Fund (ADIF) をパートナーの教育機関に提供した。130以上のMOOCリソースの開放は、AI、ビッグデータ、5G、IoTなどの高度な技術分野がカバーされたものになる^{注9)}。

d) スマート・ヘルスケア：高度な遠隔診療サービスのために

従来の医療制度では、医療資源の不均等な分布や高いコストに加え、遠隔での学術的討論の困難さが問題となっていた。ファーウェイの遠隔医療ソ

リユーシオンを用いると、専門家による遠隔診療、医療教育、監視が実現し、遠隔地での良質なヘルスケアが可能となる。今回のコロナ禍では、武漢

市で1000床規模の新型コロナウイルス専門病院（火神山医院）が10日で完成し、患者の受け入れを行った。この折にファーウェイはチャイナテレコム（中国電信）と共同で院内に「遠隔診療プラットフォーム」を敷設した。システムの敷設、動作テスト、引き渡しまでが12時間で完了したという^{注10}。

また、ファーウェイは総額1000万バット（約3200万円）相当のシステムを、タイの保健省や医療機関など5カ所に納入し、医師や看護師が患者を遠隔で見守れるようにした^{注11}。そのほか、パキスタンの首都イスラマバードで、同国の公共医療・規制調整省に、感染症の予防・抑制や遠隔診療、遠隔モニタリング、医療従事者の研修、遠隔家庭訪問などの機能を備えた遠隔医療ビデオ会議システム9セットを寄贈している^{注12}。

5. 結びに代えて「New Chinese & New Global」の試金石のトウ

本稿では、ファーウェイを事例に取り上げ、中国企業の二断面として、「経

済性」に対する力強さとともに、その前提となる「社会性」への意識のありかたを見てきた。

近年の中国企業は「Very Chinese & Very Global」の特徴を持つ。その世界的活躍が評価されるも、独自の中国的特質が批判される論調が少なくなかった。確かに、その「経済性」追求の仕組みは高度化されつつある。しかしながら、中国企業の独特な価値観をただちに覇権主義等のネガティブな臆断と直結させるのは正しくない。たとえそれが「経済性」に貢献する「社会性」であるにせよ、世界との友好を独自に築こうと努める中国企業の姿勢から目を逸らしてはならないだろう。我々が中国企業の「社会性」を検討する意義は、これを「New Chinese & New Global」への試金石として見極めるべき時期にあるからである。人々に求められるのは、物事を等身大に観察する複眼的視座ではなからうか。



注1：根来龍之・浜野敏「2012」『ビジネスモデル・イノベーション競争』ビジネスモデルの多様な展開事例、野中郁次郎・徳岡晃一郎編著『ビジネスモデル・イノベーション』知を価値に転換する賢慮の戦略論 東洋経済新報社所収

注2：邦訳：A・オスターワルター、Y・ピニエール（小山龍介訳）「2012」『ビジネスモデル・シエネーション』ビジネスモデル設計書 翔泳社

注3：全洪霞「2019」『華為の業績評価システム』『華為基本法』の規定とその現実的展開』『アジア経営研究』第25号

注4：全洪霞「2020」『華為の経営管理におけるコアバリューと従業員』『奮闘者為本』を支える真盤『商学論壇』（日本大学大学院商学研究会）第12巻第1号

注5：Huawei(2020-04-07)「HUAWEI CLOUD: Fighting COVID-19 with Technology」華為技術ホームページ（英語版）<https://www.huawei.com/en/news/2020/4/fighting-covid-19-with-technology> 20年8月24日最終閲覧

注6：李振梁(2020-02-10)「ファーウェイ「コラボツール『WeLink』をリリース社内コミュニケーションを「本化」」36Kr Japan ホームページ <https://36kr.jp/51347/> 20年8月24日最終閲覧

注7：華為技術(2020-02-26)『中小企業戦疫馳援計劃 昇級—華為雲平台夥伴助力上萬企業復工復産』華為技術ホームページ <https://bbs.huaweicloud.com/blogs/151000/> 20年8月24日最終閲覧

注8：華為技術(2020-02-26)「遠隔

教育ソリューション」華為技術ホームページ（日本語版）<https://eh Huawei.com/jp/solutions/industries/education/distance-education> 20年8月25日最終閲覧

注9：Huawei (2020-04-11)「Online learning of higher education during COVID-19 outbreak Forum」華為技術ホームページ（英語版）https://www.huawei.com/minisite/tech4all/en/live-learning-never-stops.html?ic_medium=hwdc&ic_source=corp_sbanner_tech4all 20年8月25日最終閲覧

注10：李振梁(2020-02-03)「ファーウェイ、わずか12時間で遠隔診療システム敷設 新型コロナウイルスを疲弊する医療人員を支援」36Kr Japan ホームページ <https://36kr.jp/52030/> 20年8月24日最終閲覧

注11：岸本まゆみ(2020-03-13)「ファーウェイ、タイに遠隔医療向け会議システム寄付」『日本経済新聞（電子版）』<https://r.nikkei.com/article/DGXMZO56747730T10C20A3FFE000?5> 20年8月25日最終閲覧

注12：環球網(2020-03-24)「華為向巴基斯坦國家衛生和計劃生育部捐贈了9套視頻會議系統 環球 Tech」https://www.sohu.com/a/382757575_99900743 20年8月25日最終閲覧

SPECIAL REPORT

現在、世界の情勢は日に日に不確実性を増しており、私たちは大きな「危機」に直面していると言えるだろう。しかし、使い古された言い回しではあるが、「危機」には「危険」と「機会」の2つの側面がある。ここでは、「日中ビジネス」に的を絞り、目前の「危機」を「機会」につなげるために、筆者の実体験も踏まえ、中国の発展の軌跡や着目すべきいくつかの事象を切り口として、今後の新たな協業の可能性を考察してみたい。

岐路に立つ日中ビジネス —新たな協業の可能性を求めて—

林 千野 双日株式会社 海外業務部 中国デスク、北東アジアデスクリーダー

岐路に立つ日中ビジネス

中・長期的なスパンで日中間の新たなビジネスの協業の可能性を模索した場合、正直なところ、その発展空間はますます狭まりつつあるというのが筆者の偽らざる感想だ。その根本的な要因の一つとして、長期にわたりアジアにおいて圧倒的な優位性を誇っていた日本の国力ならびに日本企業の競争力が低下の傾向を示していること、相対的に中国の国力、中国企業の競争力が向上していることが挙げられる。また、その他にも、昨今のコロナ禍により、私たちを取り巻く社会や生活様式そのものが変化しつつあり、その余波を受け、世界経済の先行き、そして多くの企業の業績や方向性が見通せないことや、激化の一途をたどる米中対立により、世界中で進行中のデカップリングの流れの過程、日本も否応なく巻き込まれていく可能性が高いことなど、多くの要因を挙げることができる。日中ビジネスは今、まさに岐路に立たされていると言えるだろう。

中国の発展と日本人の 対中意識の変化

筆者は中国の改革開放直後の

1980年から4年間北京に留学し、その後、85年に双日の前身である日商岩井に入社して以来、一貫して直接・間接的に中国とのビジネスに関わってきた。経済的に立ち遅れていた当時の中国が、積極的に外資を誘致し、安価な労働力を武器に「世界の工場」となり、90年代以降の目覚ましい経済発展を経て「世界の市場」へと変貌し、米国の脅威となる存在にまで成長した現在に至るまでの軌跡を、ある意味肌で感じながら追いつけてきた。

今、留学当時の自分に対して「現在の中国の在りようを想像できたか」と問いかけるなら、答えは絶対的に「ノー」である。それほど当時の中国は貧しかった。冷蔵庫、洗濯機、カラーテレビなどの家電はほとんど普及しておらず、首都の北京でさえ車はあまり走っていないかった。庶民の主たる交通手段はバスか自転車で、郊外では口バが荷車を引いて歩く姿が日常的に見られた。電話回線が悪くつながりにくいので、市内にいる相手なら直接会いに行くほうが確実だった。そんな時代を体験しているためか、中国が改革開放以後のわずか40年足らずで、これほどまでの成長を成し遂げたこと自体、奇跡に等しいと改めて感じている次第だ。

そして、中国の発展ふりと同時に、この40年を通じて大きく変化したと感ずるのが、日本人の対中意識である。72年の日中国交正常化と、これを記念して上野動物公園に贈られた2頭のパンダが巻き起こした国民的フィーバー、そして78年の日中平和友好条約締結とそれに続く当時の最高指導者・鄧小平氏の来日など、日中関係は70年代に大きく前進した。

当時、日本人の対中感情は現在とは比較にならないほど良好で、「日中友好」が世論の圧倒的多数を占めており、社会全体に、戦後に飛躍的な経済成長を成し遂げた日本が、経済的に立ち遅れた中国を支援しようとの機運に満ち溢れていたように思われる。その象徴とも言えるのが、官民挙げての日本による中国の改革開放に対する協力であった。

2019年は中国の改革開放40周年であった。NHKでは「中国の『改革開放』を支えた日本人」という番組が放映され、中国関係に携わる筆者の友人・知人の中で大きな話題となった。当時の関係者の熱意と行動力が大きな感動を生んだ一方、その当時の日本はあらゆる面で圧倒的に中国を凌駕していたことに改めて気付かされた。

その後、1989年の天安門事件や、「3つのT」（歴史認識「TEXT」、BOOK）、台湾「TAIWAN」、尖閣諸島「TERRITORY」等の諸問題の顕在化・先鋭化に伴い、日本人の対中意識は急速に悪化していったように感じる。

それまでも「中国崩壊論」や中国の後進性、社会的恥部等をごとさらしに強調するような報道や書籍は多数存在していたと記憶するが、ここ数年はこれらに加えて、豊かになった中国がカネの力を言わせて軍備拡張を行い、「債務の罠」を仕掛け、他国を借金漬けにする等の、いわゆる「世界各地で蠶蚕を買って中国」といったネガティブな情報が好んで取り上げられ



写真①綿陽科技城を視察する日中経済協会合同訪中代表団四川省訪問団(2015年9月)

てきたように思う。

その是非はさておき、私たち日本人がこのような情報に気を取られ、「だから中国はダメなのだ」と留飲を下している間に、中国で起きつつあった数々のダイナミックな変化の萌芽を見逃してしまった気がしてならない。

発展する中国とそのダイナミズム

新型コロナウイルス発生前の2019年まで、筆者は毎年数回中国出張の機会に恵まれてきた。ここ数年は日中経済協会等の各種訪中団に参加し、北京以外の地方都市にも可能な限り足を運んできた。中国をより多角的に理解するためには、地方都市を訪れ、その変化を感じ取る必要性を強く感じていたためである。

このような地方視察を通じて、初めて中国の発展の兆しをはっきりと感じ取ったのは、15年の日中経済協会合同訪中代表団の四川省訪問においてである。元々四川省は毛沢東時代の三線建設という歴史的経緯もあり、重工業や核研究等の基盤を有す土地柄ではあるが、90年代に日本企業から技術供与を受けた東方タービンを訪問した際、同社が1000MWの超々臨界圧発電ユニットを生産する

能力を有し、既に他国への輸出を開始しているという事実が驚かされた。また、「綿陽科技城」(写真①)では「軍民融合」を標榜し、人民解放軍傘下の部隊が企業との2枚看板を掲げ、IT・通信、装備製造、核応用技術、新エネルギーなどの幅広い分野において、軍事技術の民生転用を推進していることにも衝撃を受けた。

17年の日中経済協会合同訪中代表団を通じての体験はさらに衝撃的であった。北京での横井大使の恒例ブリーフィングにおいては(写真②)、急速に業容を拡大するシェアリング自転車や、スマホによる「配車アプリ」、「出前アプリ」の紹介、キャッシュレス化の一例として、QRコードを掲げ



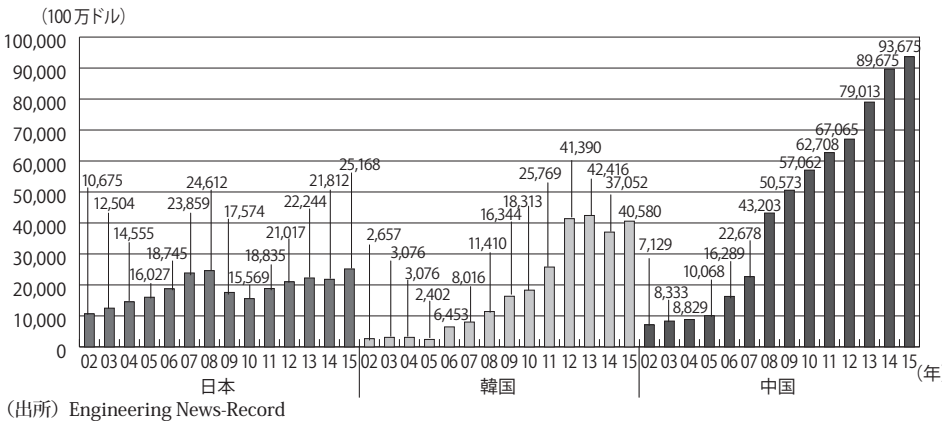
写真②ブリーフィングする横井大使

る物乞いに、スマホ送金で施しをする男性のスライドがスクリーンに映し出されるなど、従来とは次元が異なる中国の大きな変化を強く印象付けられた。

また、地方視察の深圳も、北京に劣らずインパクトあるものだった。現地のスタートアップ企業との交流を通じ、企業のイノベーションを生み出し、これを支えるエコシステムの存在を体感し、ファウウェイ本社訪問では、R&Dに対して積極的に人と資金を投入することで高度な技術力を獲得し、世界のグローバル企業として活躍する中国企業のモデルケースを見せつけられた。日本にはわからない中国の台頭を、身を以て実感した貴重な体験となった。

中国の台頭は、一朝一夕にもたらされたものでは決していない。13年に提唱された「一带一路」構想、14年に国策として掲げられた「大衆創業、万衆創新」(大衆による起業、万人によるイノベーション)、15年の「中国製造2025」等、国家主導で進められる様々な施策の結果として実現したものであろうし、その原動力となるなら、対外開放を積極的に推し進め、市場と引き換えに先進的技術を習得し、実践を通じた試行錯誤を繰り返

図 日・中・韓の海外受注実績の推移 (2002～15年)



(出所) Engineering News-Record

し、粘り強く発展を志向し続けた、中国の改革開放初期にまで遡れるのかも知れない。

中国が打ち出す一連の政策に対しては、補助金など政府の手厚い支援により、公正な競争が阻害される等の批判はあるものの、その長期的視野や戦略性、目標達成へのコミットメント力の高さ、プラグマティックな手法な

ど、日本にとつても学ぶべき点が多々あるのではないだろうか。

外需から内需へ中国が進める成長ドライバーの転換

米中対立の激化や新型コロナウイルスの世界的な流行により、急速に外需が落ち込む中、中国では外需から内需へと、従来型の成長ドライバーの転換が急がれている。20年5月に開催された全国人民代表大会(全人代)では、発展方式を転換し、内需を拡大させることで経済成長につなげる方針が改めて打ち出され、多くの都市で消費クーポンが発行されるなど、新型コロナウイルスの影響を受ける消費の支え策が積極的に採択されている。

現状、個人消費のGDPに占める割合が、米国約7割、日本6割弱、中国では4割に満たないことや、先進国の都市化率が75%以上なのに対し、中国は約60%に過ぎないこと等を加味すれば、中国の内需が継続的に拡大していくポテンシャルは高いと判断できる。日本企業にとつても、「市場」としての中国の魅力はますます高まっていくと考えられるが、全ての日本企業がその果実を享受できる訳では決していない。

進む中国の対外開放政策と高まる成功へのハードル

中国では20年1月に外商投資法が施行され、知的財産権の保護や、強制技術移転の禁止など、投資環境の整備が積極的に進められている。また、13年以降、外資に対するネガティブリスト管理方式が採用され、20年版ネガティブリストでは、金融分野の外資規制の撤廃や、商用車製造における外資の出資制限の撤廃など、さらなる対外開放が推し進められている。

世間ではこれを外資企業に対する追い風だと報じる向きもあるが、中国政府のこれまでの慎重かつ用意周到な対外開放プロセスから判断するに、これは一層の対外開放を進めたとしても、国内企業がある程度持ちこたえられるだろうとの政府の判断に基づき、満を持して進められたものに違いないと筆者は思うのである。

中国市場は世界の強豪が競い合う世界でも有数の激戦区であり、利に敏感な中国企業が鵜の目鷹の目でビジネスのネタを探しており、儲かるとなれば一気呵成に群がり、潰しにかかる厳しい市場でもある。競争に打ち勝ち、成功の果実を享受するためには、ビジネスを有利に運ぶための、何らか

の「圧倒的な優位性」が必要であり、それが無い企業が中国市場で生き残る可能性は皆無に等しい。

近年では中国企業の実力向上も相まって、外資企業に対する成功のハードルは年々高まりつつあると言つてよいだろう。中国市場における勝者の選別と敗者の淘汰は、かつてないほどシビアに繰り返されているのが実態ではなからうか。

第三国市場における日中協力

次に、第三国市場における日中協力の可能性について考えてみたい。18年10月に北京で開催された第一回日中第三国市場協力フォーラムには、約1500人が参加し、両国の政府関係機関・企業・経済団体により、インフラ、物流、IT、ヘルスケア、金融等の分野で52件の協力覚書が交わされた。

協力の目玉はインフラ分野だと目されるが、あくまでも一般論として、近年、日本企業のインフラ輸出が中国勢、韓国勢に押されて伸び悩み、苦戦していることは周知の事実である。筆者には、この面においてもかつて日本企業が有していた「圧倒的優位性」が揺らいでいるように感じられてなら

表 新インフラ建設の応用分野と投資規模

新インフラ分野	応用分野	主要企業	2020年予想 総投資額(億元)
5G	産業インターネット、IoT、車のIoT、企業クラウド、AI、遠隔治療など	ファーウェイ、ZTE、大唐移動、中国移动、中国聯通、中国電信	4,000
産業インターネット	スマート生産、ネットワーク協同、オーダーメイドなど	ハイアール、東方国信、用友ネットワーク、航天、ファーウェイ、アリクラウド	
超高压送電網	電力などエネルギー業界	国電南瑞、平高電気、許継電気、保変電気、特変電工	1,800
新エネルギー車充電施設	新エネルギー車	寧特時代(CATL)、BYD、貝特瑞(BTR)、衆業達、特鋭徳、万馬股	200
都市間高速鉄道と都市内軌道交通	交通分野	中国中鉄、中国鉄建、中国中車、華鉄股、上海電気	7,000
データセンター	金融、セキュリティ、エネルギー、ショッピングなど	アリババ、テンセント、京東、百度(バイドゥ)、科大訊飛(アイフライテック)、四維図新、易聯衆、恒生電子	2,000
人工知能(AI)	スマートホーム、サービスロボット、自動運転、金融、医療、企業サービス、教育、娯楽など	アリババ、テンセント、ファーウェイ、百度(バイドゥ)、京東、小米(シャオミ)、網易(ネットイース)、搜狗(Sogou)、字節跳動(バイトダンス)、寒武紀(Cambricon)、比特大陸(Bitmain)	
合計			15,000

(出所) MUFJバンク(中国)経済週報2020年4月22日参照。https://reports.mufjgsha.com/File/pdf_file/info001/info001_20200422_001.pdf#search=「加速する中国の『新型インフラ建設』～技術革新でデジタル経済の振興を目指す」P7図表をベースに筆者加筆修正

専門家の説明によれば、5G一つを取っても、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続という特性を持ち、4Gでは成しえなかつ

中国側の定義によれば、新インフラは主に5G、産業インターネット、超高压送電網、新エネルギー車充電施設、都市間高速鉄道と都市内軌道交通、データセンター、人工知能(AI)の7分野を含むとされており、今後、中国社会の繁栄を支えていく基盤になると見込まれている。

では、今後、日本ないし日本企業と中国との協業において、新たな可能性をどこに見出すべきなのだろうか。答えを出すことは容易ではないが、筆者が注目したのは、中国が進める新インフラ建設(表)である。

コロナ禍で打撃を受ける日本経済の現状や、今後の持続的発展の可能性を考えると、中国との経済関係の強化は、問題解決のための有望な選択肢の一つと言えるだろう。だが残念

おわりに
コロナ禍で打撃を受ける日本経済の現状や、今後の持続的発展の可能性を考えると、中国との経済関係の強化は、問題解決のための有望な選択肢の一つと言えるだろう。だが残念

米国も、中国自らの手による中国国内の新インフラ建設を阻止することはできないはずだ。だとすれば中国は今後、この分野において、世界に先駆けて圧倒的な優位性を構築していくことが見込まれる。そして新インフラ建設の整備・拡充に伴い、中国はさらにダイナミックに変化し、発展していくだろう。私たちはそれを注意深く見守りながら、必要に応じて日本への導入を検討すべきではないか。その時に生まれるであろう、日中間の新たな協業の可能性に期待したいと思う。

はありませぬ
(本記事の意見は筆者の個人的見解に基づくものであり、所属する組織の公式見解ではありません)

国賓としての来日が予定される習近平国家主席の訪問が、多くの日本人にとって中国をより客観的に、多面的に理解することにつながり、同時に日本と中国の新たな協業を促す契機となることを心から期待している。

日米関係の重要性を否定するつもりは毛頭ないが、一衣帯水の隣国である中国との経済関係の強化もまた、同様に重要であるはずだ。今一度、私たち日本人は冷静に中国を見つめ直し、中国から学ぶべき点は謙虚に学び、中国の発展を日本の成長に取り込むという新たな視座を獲得する必要があるのではないか。ちょうど40年前、過去の歴史を乗り越え、日本の発展に学んだ中国のように。コロナ禍による未曾有の危機に際し、この視座を獲得することこそが「危機」を「機会」に変える大きな転換点になり得ると信じていたい。

ない(図)。
例えば、日本企業が受注したEPC案件の建設部分を中国企業に発注する協力形態は、経済合理性に適用限りに対して当面存続すると思われるが、昨今、中国は価格競争力を武器に、一帯一路沿線国を中心としたインフラ輸出を急拡大しており、この現状を踏

まえるならば、インフラ分野で中・長期にわたって日中間の協力が存続する可能性は低いのではないだろうか。
中国が進める新インフラ建設への期待

た遠隔治療や自動運転が可能となり、社会そのものを根底から変える力を持っているとのことである。いくつかの中国企業はその日本法人を通じ、既に日本の自動車メーカーと自動運転分野における共同研究を開始しており、また、5Gの付帯設備の軽量化等で、日本の素材メーカーと部材の共同開発を進めているとの事例も報告されている。

なことに、今の日本社会には、この選択肢の是非を正面から論じることすら許されない空気に満ちている。その最大の原因は、日本人の対中意識によるものではないだろうか。
日米関係の重要性を否定するつもりは毛頭ないが、一衣帯水の隣国である中国との経済関係の強化もまた、同様に重要であるはずだ。今一度、私たち日本人は冷静に中国を見つめ直し、中国から学ぶべき点は謙虚に学び、中国の発展を日本の成長に取り込むという新たな視座を獲得する必要があるのではないか。ちょうど40年前、過去の歴史を乗り越え、日本の発展に学んだ中国のように。コロナ禍による未曾有の危機に際し、この視座を獲得することこそが「危機」を「機会」に変える大きな転換点になり得ると信じていたい。

SPECIAL REPORT

改革開放以来、時代の要請に合わせて姿形を変えてきた対外開放政策は、新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大と米中経済対立によって大きな岐路に立たされている。ビジネススタイルも従来とは異なり、モデルとなる前例がない中で新たなビジネスモデルの構築が求められている。中国におけるビジネス環境の改善を訴えてきた日本経済界だが、今後はこれまでの改善要望に加え、新たなビジネスモデル構築に向けたビジネス環境の整備・改善についても対応を検討していかなければならない。

中国ビジネス環境改善最前線

高見澤 学 一般財団法人日中経済協会 調査部長

中国の対外開放と国際環境の変化

中国の改革開放政策は、時代を超えて絶えることなく進められてきている。1978年に始まった対外開放路線は、時代の要請に合わせて方向転換がなされ、当初とはだいぶ姿形が変化している。中国においても高度経済成長とともに国民生活が大きく向上し、経済のグローバル化と情報通信技術 (ICT) の発展を基礎とした第四次産業革命が進展している。これにより、従来の企業の生産活動や国民の社会生活においてもこれまでにならぬ変革が生じている。

現在の国際情勢をみれば、世界の多極化が進む中で、世界における米国の存在感が相対的に低下していくのとは反対に、中国が存在感を高めているようにみえる。中国製品の国際競争力の向上が米国の貿易赤字の増大の主な要因とされ、米中貿易摩擦という形で顕在化してきた。それと相まって、中国における第四次産業革命の進展、そして中国企業による生み出されるハイテク製品に対する米国の警戒感はずっと強まりをみせている。

中国においては、自らの後発優位性

を活かし、既存の国際慣習上の常識にとらわれない経済システムに対する自由な発想から、デジタル経済の実用化が瞬く間に進展してきた。このことが米中経済対立の一層の激化につながっている。米国トランプ政権による執拗な中国叩きは、現在では経済的争いというよりは、安全保障を主とした政治的、外交的、軍事的意味合いが強くなっている。

米国のこうした動きに対して、一歩も引かない姿勢をみせる中国だが、グローバルに経済的孤立を避けるためには一層の対外開放が必要であり、そのことは中国政府も十分に感じているところであろう。しかし、2020年に入り、新型コロナウイルス (COVID-19) 感染の流行とい



2020年に新型コロナウイルス感染という想定外の事態が発生 (北京、20年6月)

う想定外の事態が生じ、状況はより混乱した様相を呈することとなった。

中国対外開放戦略の現状とビジネス環境改善

◆外商投資法の制定

19年3月、長年の懸案であった外資系企業による対中直接投資の基本法となる「外商投資法」が全国人民代表大会 (全人代) で可決され、20年1月より施行された。これにより、これまで外資企業の対中投資の基本法となっていたいわゆる外資三法 (中外合資経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法) が廃止された。15年に商務部により行われた「外国投資法 (意見聴取稿)」のバブコメ以来鳴りを潜めていた外資企業の投資に関する基本法の制定は、こうして「外商投資法」の制定という形で実現された。

今回、「外商投資法」の制定が急がれた背景には、米中経済対立を踏まえた中国政府による米中側への配慮という側面もある。しかし、中国政府にはそれ以上に中国経済の先行きに対する懸念があり、経済のモデルチェンジと持続可能な発展の実現に向けた外資企業への期待が高まっていたことも間違いない。外資企業の中国への

表1 2019年以降制定されたビジネス環境改善に関する主な法律・法規・政策等

制定日	実施日	法律・法規・政策等名称	公布・発表機関	主旨
19/01/12	19/01/12	総合保税区のハイレベルな開放と質の高い発展の促進に関する若干の意見	国務院	総合保税区における企業の規制緩和等
19/01/14	19/01/14	商会の調停における優位性の発揮、民間経済分野での紛争の多角的解消メカニズムの構築推進に関する意見	最高人民法院、中華全国工商業連合会	民営企業の民商事紛争における商会の調停範囲の明確化
19/01/18	19/01/18	企業登記抹消の利便性向上の推進に関する通知	国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、商務部、海関総署、国家税務総局	企業登記抹消のオンラインサービスによる利便化
19/02/02	19/02/25	企業の銀行口座に関する許可廃止の決定	中国人民銀行	企業の銀行口座開設に係る制度変更・管理強化
19/02/17	19/04/01	生産安全事故緊急対応条例	国務院	生産現場での事故に対する緊急対応
19/03/01	19/03/01	行政法規・規則・行政規範性文書の制定過程における十分な企業や業界団体・商会の意見聴取に関する通知	国務院弁公庁	法規等の制定過程における企業・業界からの意見聴取
20/03/12	19/03/12	2019年外商投資企業の年度投資経営情報の合同報告の指示に関する通知	商務部、財政部、国家税務総局、国家統計局、外貨管理局	「全国外商投資企業年度投資経営情報合同報告アプリケーション」への企業投資経営情報入力
19/03/14 (公告日)	19/01/01	非居住者個人と住所のない居住者個人に関する個人所得税政策に関する公告	財政部、国家税務総局	非居住者に係る個人所得税課税措置
19/03/14 (公告日)	19/01/01	中国国内に住所のない個人の居住期間の判定基準に関する公告	財政部、国家税務総局	住所のない個人の納税期間の算定
19/03/15	20/01/01	中華人民共和国外商投資法	全人代	外商投資に関する基本原則等
19/03/20 (公告日)	19/04/01	増値税改革の深化にかかる政策に関する公告	財政部、国家税務総局、海関総署	増値税負担の軽減
19/04/01	19/05/01	社会保険料率引き下げの総合案公布に関する通知	国務院弁公庁	社会保険料率の引き下げ
19/04/10	19/04/10	企業開設の所要時間短縮の深化継続に関する意見	市場監督管理総局、国家発展改革委員会、公安部	企業開設の所要時間の短縮
19/04/14	19/04/14	自由貿易試験区の第5期改革試験運用の経験の共有・普及業務徹底に関する通知	国務院	自由貿易試験区での経験の共有
19/04/29	19/04/29	2019年企業負担軽減業務の実施案公布に関する通知	国務院、企業負担軽減部門間連絡会議	減税等企業負担軽減政策の実施
19/05/18	19/05/18	国家級開発区のイノベーション・アップグレード推進、改革開放の新たな局面の打開に関する国務院の意見	国務院	外資企業による投資の方向性の最適化
19/06/26	19/09/01	市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規程	国家市場監督管理総局	市場支配的地位の範囲・認定要素
19/06/26	19/09/01	行政権の濫用と競争行為の排除・制限の制止のための暫定施行規定	国家市場監督管理総局	職権行使の規範化
19/06/26	19/09/01	独占合意禁止暫定施行規定	国家市場監督管理総局	独占合意行為の防止
19/06/30	19/07/30	外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）	国家発展改革委員会、商務部	外資企業参入に対するネガティブリストの改訂
19/06/30	19/07/30	外商投資奨励産業目録（2019年版）	国家発展改革委員会、商務部	外資企業の投資奨励産業リストの改訂
19/06/30	19/07/30	自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）	国家発展改革委員会、商務部	自由貿易試験区での外資企業参入に対するネガティブリストの改訂
19/07/09	19/07/09	社会信用体系及び信用を基礎とする新しい監督管理メカニズムの構築加速に関する指導意見	国務院弁公庁	社会信用体系の構築と監督管理
19/07/17	19/07/17	商務信用合同懲戒対象リスト管理弁法	商務部	信用失墜合同懲戒対象リストの管理
19/08/01	19/08/01	全国で「放管服」改革、ビジネス環境改善の深化のテレビ電話会議の重点任務の分担案の公布に関する通知	国務院弁公庁	企業の各種許認可手続きの簡素化
19/08/02	19/08/02	6カ所の自由貿易試験区新設の全体案公布に関する通知	国務院	自由貿易試験区ごとの全体構想明確化
19/08/05	19/08/05	新たな時期における科学技術型中小企業のイノベーション発展の加速支援に関する若干の政策措置	科学技術部	科学技術型中小企業のイノベーション支援
19/08/13	19/08/13	納税・費用納付の利便性向上施策（第2陣）の実施に関する通知	国家税務総局	納税・費用納付の利便性向上
19/09/03	19/09/03	ビジネス環境改善改革の施策の着実な実行、参照される取組みの共有・推進に関する通知	国務院弁公庁	オンライン化を踏まえた改革施策
19/09/06	19/09/06	事中・事後監督管理の強化及び規範化に関する指導意見	国務院	監督管理の強化・規範化
19/09/08	19/09/08	工業製品の生産許可証管理目録の調整、事中・事後の監督管理強化に関する決定	国務院	工業製品に対する監督管理強化
19/09/12	19/09/12	企業家の参与による企業政策制定メカニズムの構築・整備に関する実施意見	国家発展改革委員会	企業政策策定過程における企業家の参加
19/10/14 (公告日)	20/01/01	「非居住納税者協定待遇享受管理弁法」の公布に関する公告	国家税務総局	非居住納税者に係る手続きの簡素化
19/10/22	20/01/01	ビジネス環境改善条例	国務院	企業等市場主体に対する監督管理
19/10/23	19/10/23	クロスボーダー貿易投資の利便性向上の更なる促進に関する通知	国家外貨管理局	貨物貿易外貨収支の利便性向上
19/10/26	19/12/01	自由貿易試験区における関連法律規定の一時的な適用調整の国務院への委任に関する決定	全国人民代表大会常務委員会	自由貿易試験区内における関連規定の適用調整
19/10/30	19/10/30	外資利用業務のより適切な実施に関する国務院の意見	国務院	外資企業の規制緩和に関する一連の措置
19/10/30	20/01/01	産業構造調整指導目録（2019年版）	国家発展改革委員会	産業構造高度化に向けた産業リストの改正
19/12/13	19/12/13	就業安定化の取組のより適切な実施に関する意見	国務院	企業での就業安定化に向けた施策
19/12/16	19/12/16	年度報告の「複数報告の一本化」改革関連業務の適切な実施に関する通知	国家市場監督管理総局、商務部、外貨管理局	外資企業への国家企業信用情報公示システムによる「多報合一（複合報告の一本化）」年度報告の提出

(24頁に続く)

制定日	実施日	法律・法規・政策等名称	公布・発表機関	主旨
19/12/19	19/12/19	日本の口蹄疫及びBSE(牛海綿状脳症)に対する禁止措置解除に関する公告	海関総署、農業農村部	日本の口蹄疫及びBSEに対する輸入禁止措置の解除
19/12/26	20/01/01	中華人民共和国外商投資法実施条例	國務院	外商投資法実施のための具体的措置
19/12/26	20/01/01	「中華人民共和国外商投資法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈	最高人民法院	投資契約の無効・有効に関する解釈
19/12/28	20/01/01	「外商投資法」の徹底実施、外商投資企業登記登録業務の遂行に関する通知	国家市場監督管理総局	外資企業の登記・投資情報報告に関する取扱措置
19/12/30	20/01/01	外商投資情報報告弁法	商務部、国家市場監督管理総局	外資企業の各種報告に関する緩和措置
19/12/31(公告日)	20/01/01	外商投資情報報告の関連事項の公告	商務部	外資企業の各種報告に関する緩和措置
19/12/31	19/12/31	外商投資人材仲介機構管理暫定施行規定	人事部、商務部、国家工商行政管理総局	外資による人材仲介機関に係る管理
20/01/15	20/01/15	自由貿易試験区における関連行政法規規定の一時的な調整の実施に関する通知	國務院	自由貿易試験区内における行政法規関連規定の一時的調整の実施
20/01/08	20/01/08	重要技術設備輸入税収政策管理弁法	財政部、工業信息化部、海関総署、国家能源局	重要技術設備輸入関税・増値税に係る政策
20/02/20	20/02/20	企業社会保険料の段階的減免に関する通知	人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局	社会保険料の企業負担軽減
20/02/21	20/02/21	従業員基本医療保険料の段階的徴収低減に関する指導意見	国家医療保障局、財政部、国家税務総局	医療保険料の企業負担軽減
20/04/15	20/04/15	知的財産権への司法保護の全面的強化に関する最高人民法院の意見	最高人民法院	知的財産権保護の強化
20/05/09	20/05/09	公平競争審査業務の更なる推進に関する通知	国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、財政部、商務部	公平競争審査の具体的業務
20/06/22	20/06/22	社会保険料の一時的減免政策の実施期間等の問題に関する通知	人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局	社会保険料の企業負担軽減
20/06/23	20/07/23	外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)	国家発展改革委員会、商務部	外資企業参入に対するネガティブリストの改訂
20/06/23	20/07/23	自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)	国家発展改革委員会、商務部	自由貿易試験区での外資企業参入に対するネガティブリストの改訂
20/07/05	20/09/01	中小企業への代金支払いの保障に関する条例	國務院	中小企業への代金支払い保障
20/07/15	20/07/15	ビジネス環境の一層の改善、市場主体への一層の奉仕に関する実施意見	國務院弁公庁	規制緩和・制度整備によるビジネス環境改善

(出所) 日中経済協会サイト「中国法令・制度情報」2019・2020年版より筆者作成。https://www.jc-web.or.jp/smarts/index/641/



自動車分野の外資出資規制が大幅緩和(広東省広州、17年9月)

参入前にあつる内外資同等待遇の方針に明確な法的根拠が与えられるとともに、法律の上では知的財産権の強化や透明性の向上なども図られている。

誘致をさらに進めるためには、よりグローバルスタンダードに則ったビジネス環境の整備が必要となることも、当然認識されていたはずである。

◆規制緩和と懸念事項

米中貿易摩擦から米中経済対立へと両国の関係が悪化する中において、中国政府による外資企業の対中投資に係る規制緩和が急ピッチで進められてきた。自動車分野での出資規制や金融分野での投資規制をはじめ各種規制が大幅に緩和された。同時に、外資企業の投資におけるネガティブリスト方式の採用、すなわち許可制から届出制への変更や行政手続きの簡素化なども実施された。

「外商投資法」の制定によって、ネガティブリスト方式の採用やビジネス参入前にあつる内外資同等待遇の方針に明確な法的根拠が与えられるとともに、法律の上では知的財産権の強化や透明性の向上なども図られている。

◆関連法規・制度の整備

中国政府各機関において、19年以降に制定されたビジネス環境改善に関する主な法律・法規・政策等を表1にまとめた。これら法律・法規・政策等は外資企業に限ったものではなく、内資企業に適用するものも少なくない。

20年初頭の新型コロナウイルスの感染流行前は、ネガティブリストの項目削減や各種手続きの簡素化等、外資

その一方で、米政府なども指摘するように、自由な市場競争を阻害する要因になっている中国政府による自国の国有企業への補助金や中国に進出した外資企業への技術移転の強要等の問題は、根本的な解決には至っていない。確かに「外商投資法」においては、行政側による技術移転の強要の禁止は規定されているものの、合併パートナーによるそれが禁止されているわけではない。

また、「外商投資法」はあくまでも基本法であつて、法に違反した場合などの具体的な罰則などに触れていくわけではない。こうした中で、「外商投資法」を補完する具体的な規定を定めた実施細則等の早期策定と本法律の実効性を高める施策が求められている。

表2 外商投資に関する主な法律・法規の意見聴取稿

公布日	法律・法規名	発令元
2019/01/07	独占合意行為の禁止規定	国家市場監督管理総局
2019/01/16	行政権の濫用と競争の排除・制限行為の制止に関する規定	国家市場監督管理総局
2019/07/10	「重大違法信用失墜リスト管理弁法（改訂草案意見聴取稿）」への意見公募に関する通知	国家市場監督管理総局
2019/07/14	「ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）」への意見公募に関する通知	国家発展改革委員会
2019/11/01	中華人民共和国外商投資法実施条例	司法部
2019/11/08	外商投資情報報告弁法	国家市場監督管理総局、 商務部
2020/01/07	「経営者集中審査暫定施行規定（意見聴取稿）」への意見公募	国家市場監督管理総局
2020/02/27	「外国人永久居留管理条例（意見聴取稿）」への意見公募	司法部

（出所）日中経済協会サイト「中国法令・制度情報」2019・2020年版より筆者作成。
<https://www.jc-web.or.jp/smarts/index/641/>

表3 新型コロナウイルス肺炎感染に伴う主なビジネス環境改善関連政策・措置

制定日	実施日	法律・法規・政策等名称	公布・発表機関
20/02/06	20/02/06	新型コロナウイルス肺炎の感染流行対策の違法妨害犯罪に対する法的懲罰に関する意見	最高人民法院、最高人民 検察院、公安部、司法部
20/02/07	20/02/07	新型肺炎の感染流行への積極的対応による外資系企業向けサービスや投資誘致の取組への強化に関する通知	商務部弁公庁
20/02/18	20/02/18	新型肺炎の感染流行に対応した対外貿易・外資の安定化による消費促進のより適切な実施に関する通知	商務部
20/02/21	20/02/21	新型コロナウイルス肺炎の感染流行への適切な対応による住宅積立金の段階的支援政策の実施に関する通知	住宅都市農村建設部、 財政部、中国人民銀行
20/02/24	20/02/24	野生動物の違法取引の全面禁止、野生動物の過剰消費の悪習の排除、人民大衆の生命・健康・安全の切実な保障に関する決定	全国人民代表大会常務 委員会
20/03/03	20/03/03	更なる審査認可の簡素化とサービスの最適化、より正しく穏当な企業再開の推進に関する通知	國務院弁公庁
20/03/09	20/03/09	感染症対策中での更なる深化による外資プロジェクト関連の取組の適切な実施に関する通知	国家発展改革委員会
20/03/16	20/03/16	国境衛生検疫業務の更なる強化、国境衛生検疫の違法妨害犯罪への法による取締りに関する意見	最高人民法院、最高人民 検察院、公安部、司法部、 海関総署
20/03/18	20/03/18	新型肺炎の影響への対応による就業安定化の取組強化に関する実施意見	國務院弁公庁
20/06/17	20/06/17	輸出製品の国内販売切替に関する実施意見	國務院弁公庁
20/07/28	20/07/28	複数ルートによる多様な就業への支持に関する意見	國務院弁公庁

（出所）日中経済協会サイト「中国法令・制度情報」2019・2020年版より筆者作成。
<https://www.jc-web.or.jp/smarts/index/641/>

例（意見聴取稿）
 同年7月14日に国家発展改革委員会から公表された「ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）」、および同年11月1日に司法部から公表された「中華人民共和国外商投資法実施条例（意見聴取稿）」

◆新型コロナウイルス感染流行後の施策
 一方、新型コロナウイルスの感染流行後においては、感染症対策そのものに対する法律・法規・政策等に加え、感染症で影響を受けた企業・個人への支援策も次々に打ち出されている（表3）。

コロナ禍における外資企業の生産活動再開に向けた支援策や輸出向け製品の国内向け転換販売促進策などは、コロナ禍における特殊な政策・措置といえる。それに対して就業支援策や

誘致を促進するための規制緩和や増値税改革、社会保険料の引き下げ等による企業コストの負担軽減など、ビジネス環境改善に関する施策が多かった。インターネットの普及などオンラインによる事務処理の簡素化や利便化が手続きの簡素化を後押ししたことも注意すべき点だ。

◆一般社会からの意見聴取
 過去には上意下達で定められていた中国の法律・法規だが、昨今では広く社会に意見聴取した結果を踏まえて策定されるものが増えている（表2）。例えば、19年1月7日に国家市場監督管理総局が公表した「独占合意行為の禁止規定（意見聴取稿）」は、

パブコメが行われた後の同年6月26日に同総局により「独占合意禁止暫定施行規定」が公布、同年9月1日から施行されている。

また、同年1月16日に国家市場監督管理総局が公表した「行政権の濫用と競争の排除・制限行為の制止に関する規定（意見聴取稿）」は、同じくパブコメを経て同局が同年6月26日に「行政権の濫用と競争行為の排除・制限の制止のための暫定施行規定」を公布、同年9月1日から施行されている。

もまたパブコメを経て、「ビジネス環境改善条例」は同年10月22日に、「中華人民共和国外商投資法実施条例」は同年12月26日にそれぞれ公布され、いずれも國務院の決定により20年1月1日から「外商投資法」とともに施行されている。

これらと並行して19年3月1日に國務院弁公庁から公布された「行政法規・規則・行政規範性文書の制定過程における十分な企業や業界団体・商会の意見聴取に関する通知」が同日付で施行された。ビジネスに関連する法律・法規策定の際には、産業界や企業の意見が反映される機会が設けられることについて、こうした形で法的根拠が与えられたのである。

中小企業支援策などは、コロナ禍における支援策という形をとってはいるが、従来の産業振興政策としても十分機能し得る内容のものである。

最近の国際社会における中国への風当たりや海外での新型コロナウイルス感染症状況の不透明さなどを反映してか、20年8月24日に開催された「第14次五カ年計画(対象期間21~25年)」の策定に向けた会議で習近平国家主席は、同計画の方向性を「国内大循環」による内需主導型の発展計画とする考えを示した^{注1)}。新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、内需主導の経済発展のイメージが出来上がりがつつあるのかもしれない。

日本経済界による中国当局への働き掛け

◆「中国ビジネス環境改善への提言」と「中国経済と日本企業白書」

日中経済協会では、毎年秋に日中経済協会合同訪中代表団を北京および地方に派遣している。その際、賛助会員を対象に行っているアンケートに基づいて、「中国ビジネス環境改善への提言」^{注2)}を作成し中国関係機関に提出している。18年以降の代表団派遣に合わせて作成した提言書では、前年の代表団派遣の際に提出した提言書

での要望事項の改善状況について、商務部と協力してレビューを行った上で、さらなる改善要望を求めている。

19年9月時点の状況では、外資参入規制の緩和、行政手続きの簡素化、透明性の向上という面では、かなりの部分で改善が進んでいることが分かっている。一方で、法律・法規の実効性、工場の強制移転、個別産業への補助金等に伴う市場原理の歪曲、金融や建設・不動産分野等での参入規制、農水産物・食品に対する輸入規制などの問題が依然として残っていることも指摘された。

この他にも、以前からの継続的な問題である知的財産権保護や技術移転要求に対する改善要望は根気よく指摘し続け、加えて最近では情報セキュリティ



李克強総理と会見する宗岡団長(釣魚台国賓館、19年9月)

リティに関する新たな要望も提出せざるを得なくなっている。また、環境規制の厳格化についてはその必要性を認めるものの、産業政策における不公平さや不明確な運用基準といった問題が顕在化している。さらには、米中経済対立を発端とした中国の輸出管理の強化の動き、輸入通関における運用の不統一などに対する懸念も生じている。

一方、在中国の日系企業による商工会組織である中国日本商会でも、毎年会員企業などの協力を得て『中国经济と日本企業白書』の作成と中国関係当局への配布を行っている^{注3)}。日系企業が中国でのビジネスを展開する上で抱えている課題や改善要望が産業ごとに具体的に記されており、中国の政府関係機関等に提出されている。

◆中国側の変化

こうした地道な活動の結果を反映して、中国側の対応も変わりつつあるように思える。日中経済協会では、経済界の大型訪中代表団(日中経済協会合同訪中代表団)を派遣する際に、毎年中国の国家指導者や関係機関に「21世紀日中関係展望委員会」が作成した提言書を提出している^{注4)}。

19年9月に日中経済協会合同訪中代表団一行が、釣魚台国賓館で李克

強國務院総理と会見した際に、李総理は宗岡正二団長(日中経済協会会長)から手交された提言書を指して、「我々はこの提言書を真剣に拝見し」、「ページ数は決して多くありませんが、非常に実質的な内容が書かれています」と述べた。また、「日本商会からいただいた『白書』については、去年同様、関係部門で真剣に検討するように指示します」と述べ、「関連の開放措置や『外商投資法』の関連規定の制定を進める過程で何か問題あれば、皆様のご意見を参考にしつつ、法律に則って対応していきたい」と語った^{注5)}。

日本側からの提言を率直に聞き、それに応えようとする中国側の姿勢は18年9月の訪中代表団から見られるようになっていた。18年の訪中代表団の総括記者会見で、宗岡団長は「明らかにステージが変わった」、「政治が雪解けする」といろいろな議論ができて、ビジネスもよい関係になる^{注6)}、「きつい指摘も真摯に受け止めていただいた」と中国側の姿勢を評価した。引き続き、日本経済界としての率直な意見を中国側に訴え続けていくことが、日中経済関係の持続可能な発展につながるものと思われる。

残された課題と今後の展望

◆従来の課題と新たな問題

中国のビジネス環境について、従来の課題として、全世界的にみれば、中国独自のルールが依然と存在しており、国際スタンダードと整合性のとれたビジネス環境の整備が必要との意見が強い。国際会議の場において、世界第2位の経済大国になってくるにもかかわらず、発展途上国としての立場を主張するのはおかしいとの意見も根強い。日中間の問題に限ってみれば、福島原発事故に伴う日本の農水産品・食品の中国における輸入規制といった個別の問題も残っている。

一方で、コロナ禍においては新たなビジネス上の問題も生じている。国境を越えた新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、国際間の人の移動が大きく制限され、多くの国で入国者に対して一定期間の隔離措置が採られている。日本や中国においても基本的には同様の措置が講じられていることから、両国間のビジネスが思うように進展せず、両国経済の停滞を招く結果につながっている。海外からの観光客が大幅に減少しているだけでなく、ビジネスマンの短期出張がでなくなり、壊滅的な打撃を受けている業

界や企業も少なくない。

今後、新型コロナウイルス感染の収束が期待されるところだが、今回のような事態を想定したビジネスの在り方も検討しておく必要があるだろう。感染症の防止対策と経済対策をどうバランスさせるかは、政府の問題であると同時に、企業においても想定すべき重要課題として認識すべきであろう。

◆With-COVID-19 Post-COVID-19に向けて

今回の世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、日中間の実質的なビジネス拡大の動きは進んでおらず、従来のビジネスをいかに維持するかに重点が置かれているように思える。「With-COVID-19」の体制が整っていない今の時期は、「With-COVID-19」あるいは「Post-COVID-19」のビジネス拡大に向け、体力を温存し、戦略を練る絶好のチャンスとみるべきではないだろうか。

渡航制限によつて、リアルでの日中間のビジネス交流が不可能な状況の中で、インターネットを通じたオンラインによる交流が各所で試みられ、徐々にではあるが実績を上げている。交流にせよ、実際のビジネスにせよ限界はあるものの、何とか交流を拡大し、ビジネスマッチングにつなげようという

関係者の努力の跡がみられる。

こうした経験を積み重ねることでオンラインによる交流の精度を高め、リアルによるビジネス交流が再開した際には、オンラインが新たな交流のツールとして加わることになる。状況に応じてリアルとオンラインを使い分けるなど、交流方法の幅が広がる可能性がある。

◆中国事業への期待

他方、コロナ禍においてサプライチェーンの分断により企業の生産活動が停滞する事態が生じた。サプライチェーンの1国、1地域への集中や偏重が企業活動にリスクをもたらすことの深刻さを露呈した形だ。こうした事態を教訓に日本政府は、日本企業の生産活動のリスク分散を目的とした支援策に乗り出している。もちろん、リスク分散策として生産拠点の国内回帰や第三国への移転は個別企業の経営戦略に基づく個々の判断になるが、現段階で日系企業の中国事業縮小の声はほとんど聞こえてこない。

中国の市場規模と質の高い生産要素、整備されたインフラを考えれば、日本企業として中国からの撤退を選択肢に入れることは考えられないはずだ。サプライチェーンや製品市場に対する調達先の多様化というリスクヘッ

ジという点では、日本国内回帰や第三国への進出という選択肢はあり得るが、それが直接中国事業の縮小に結び付くわけではない。

企業におかれては、今回のコロナ禍において明らかになった企業活動の弱点をしっかりと分析し、その対処法を講じるとともに、コロナ禍において必要となった新たなビジネスモデルの構築を検討することが肝要であると考えられる。関連の政府機関におかれては、それに対応した制度整備を早急に進める必要がある。



注1：「習近平主持召開經濟社會領域專家座談會強調着眼長遠把握大勢開門策集思廣益 研究新情況作出新規劃」『人民日報』20年8月25日 <http://paper.people.com.cn/rmh/hhtml/2020-08/25/>

注2：日中経済協会ウェブサイト <https://www.jc-web.or.jp/smarts/index/262/>

注3：中国日本商会ウェブサイト <http://cjcci.org/cjeclist/>

注4：日中経済協会ウェブサイト <https://www.jc-web.or.jp/smarts/index/489/>

注5：『2019年度(第45回)日中経済協会合同訪中代表団訪中記録』P22

注6：『産経新聞』18年9月13日

新型肺炎が中国社会インフラ構築に何を もたらすか —勢いを増すデジタル化の波—

● 金 堅敏 富士通株式会社 グローバルマーケティング本部 戦略企画統括部 チーフデジタルエコノミスト

新型コロナウイルス肺炎のショックを受け、中国では新型インフラ、特に5G、AI、データセンター等の次世代デジタルインフラ整備の政策が打ち出された。政策の方向性と一致して、大手ネットベンダーや通信キャリアは大規模のデジタルインフラ投資を始めた。政府自身も、社会ガバナンスや経済政策のデジタル化を試みている。プライバシー保護の課題はあるが、新型インフラに支えられる社会全体のデジタル化が加速されるであろう。

表1 「新基建(デジタルインフラ整備)」に関する主な政策的言及

開催時期	会議名	主な言及内容
2018.12.19	中央経済工作会議	5G、AI、産業インターネット、IoT等の新型基礎施設建設を加速
2019.03.05	全人代政府報告	次世代信息基礎施設建設を強化
2019.07.30	中央政治局会議	情報ネットワーク等の新型基礎施設建設の推進を加速
2019.12.12	中央経済工作会議	国家の長期発展に着目し、戦略的、網際型基礎施設建設を強化
2020.01.03	国務院常務会議	先進製造を大いに発展させ、情報ネットワーク等の新型基礎施設投資支援政策を策定
2020.02.14	中央全面深化改革委員会	①疫病情報のモニタリング・分析、ウイルスの発生源特定、対策・救援、支援物資の調達配分等におけるビッグデータ、AI、クラウドコンピューティング等のデジタルの活用を奨励 ②伝統的インフラと新型基礎施設の協調発展を図る
2020.02.21	中央政治局会議	5Gネットワーク、産業インターネット等の加速発展を後押し
2020.03.04	中央政治局常務会議	5Gネットワーク、データセンター(IDC)等の新型基礎施設建設ペースを速める
2020.03.13	中央23省庁の合同通知	消費力向上による国内市場振興のため、5Gを始めとする次世代信息基礎施設建設を加速；IoT、ビッグデータ、AI等の実装

(出所) 中国政府資料より筆者まとめ

TOPICS
新型コロナウイルス肺炎対策と新たな産業育成を両にらみするデジタルインフラの整備

新型コロナウイルス肺炎ショックによる甚大な経済的影響に対して、中国の対策は、雇用維持や中小企業対策、製造業やビジネスの再開にとどまり、欧米や日本のような超大型経済対策パッケージを打ち出していない。ただし、一定の短期

効果があり、ニューエコノミー振興に貢献できる「新基建(新型インフラ整備)」への投資拡大政策が必要だと判断し、実行に移している。

表1が示すように、中国では「新基建」というキーワードは早くも2018年12月に開催された中央経済工作会議で提起されていた。中国政府が正式な政策文書で明確にした「新基建」とは主に5G、人工知能(AI)、データセンター(IDC)、IoT、産業インターネット等のデジタルインフラを指す。20年4月20日、国家発展改革委員会は、デジタル技術を活かした新交通システムや新エネルギーインフラおよび、技術革新にかかわる公益的なインフラを含む、「新基建」の内容を示したが、デジタルインフラがコアになることには変わりはないと考える。

TOPICS
米中対立をにらみながら社会全体のデジタル化に備えた中長期戦略の「新基建」

中国における狭義的な意味での「新基建」であるデジタルインフラへの投資額は、中国の全インフラ投資額と比べると規模は小さく(総投資額の数パーセント程度)、短期的な景気対策のツールとしては期待外れになる可能性もあるが、米中ハイテク紛争には「積極的な意味がある」

との分析もある^{注1}。米国による対中ハイテク規制のように、WTOのルールに依らず貿易上のワッセナー規制や一方的な制裁等の政治的な理由、あるいは技術独占等の経済的な理由で「他人に束縛される」強い「弱者意識」が存在するからである。したがって、ハイテク、なかんずくデジタル技術の「自主创新」による束縛からの開放が必要であると、中国社会は共通の認識を持っているようだ。

実際、中国の経済成長戦略は、デジタルエコノミーあるいはニューエコノミーの振興にあり、デジタル技術を産業化する新しい産業の育成と、デジタル技術を活用した伝統産業(リアル産業)を革新して「新産業」へ生まれ変わらせるデジタルトランスフォーメーション(Digital transformation; DX)を目指している。つまり、中国のいうデジタル経済は、デジタル技術の産業化と伝統産業のデジタル化を併せ持つものである。デジタル経済を支える基盤こそデジタルインフラである。この意味で、中国にとって、デジタルインフラの整備は新型コロナウイルス肺炎とは関係なく、次世代産業における国際競争力の形成という長期戦略に基づくもので、新型コロナウイルス肺炎のパンデミックはこの戦略を加速する一つのきっかけになったのである。

例えば、5Gの投資(表2を参

照)は着実に加速されるが、30年までに5Gによる累計の生産額(付加価値ベース)は直接の3兆4000億元と間接の6兆2000億元を合わせて9兆6000億元(約144兆円)に達すると推定されている。単純計算すると、5G投資の乗数効果は9倍以上にもなる。

TOPICS

民間自主投資の誘発効果
や経済社会政策のデジタル化も期待

中国政府の「新基建」政策に素早く反応したのはネット大手である。先手を打ったアリババは、20年4月20日に今後3年で2000億元(約3兆円)をクラウドにかかわるデータセンター整備やAIチップ、サーバー、OSの開発に投資すると言った。追隨する Tencentは同年5月26日に、今後5年間で5000億元(約7兆5000億円)をクラウドコンピューティング、ブロックチェーン、AI、サーバー、スーパーコンピュータ、量子計算、5Gネットワーク等のデジタルインフラやIoTOSとネット安全技術の開発等に投資するとアナウンスメントした。

両社とも、デジタルインフラ整備によって、IDCの大型化、省エネ化、スマート化が図られるものと考ええる。米
国系の調査会社SRGによると、中国

表2 5G基地局投資推計の推移

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
ベース基地局数 (万カ所)	15.00	110.71	196.43	272.14	337.86	393.57	439.29	475.00
新規投資額 (億元)		2,288.13 (約3.8兆円)	2,081.13	1,838.33	1,595.54	1,352.74	1,109.94	867.14
累積投資額 (億元)	400.00	2,688.13	4,769.26	6,607.59	8,203.13	9,555.87	10,665.81	11,532.95 (約17.3兆円)

(出所) <https://finance.sina.cn/zt/2020-03-08/zt-iimxyqvz8857444.d.html>

けても、新型コロナウイルス肺炎対策や公共性政策のデジタル化が進んでいる。例えば、新型コロナウイルス肺炎感染という危機的事態において、感染拡大防止対策(人々の移動制限)と経済社会活動の正常化(人々の自由な移動の確保)を両立させるソリューションが必要である。各地方政府は、アリババや Tencent 等と協力してヘルス・コードというソリューションを開発、実装し、その有効性が証明さ

の超大型IDC(HDC)は世界(約500カ所)の10%しか占めておらず、米系の38%との開きは大きい^{注2)}。米国のメジャー5社「GAFAM」(マイクロソフト)を追う中国の「BAT+JD」(京東)にとどめて、中国政府の「新基建」政策は「渡りに船」になっているといえよう。他方、ニューノーマル(新常态)に向けても、新型コロナウイルス肺炎対策や公共性政策のデジタル化が進んで

れた。この仕組みは、利用者に関わる通信交通、住民登録、感染者情報をデータベース化した政府と、ビッグデータ解析やAI技術、IoT技術、プラットフォーム技術を有するITベンダーとの官民協力によつてはじめて機能するものである。個人のプライバシー保護の在り方についての課題は残るが、官民協力による社会ガバナンスの新しい試みでもある。

また、中国では、地方政府が大手ネットプラットフォーム(アリババや Tencent など)と協力して、デジタル消費クーポンを配布して、消費刺激と中小企業救済の政策を執っている。政策の特徴としては、市民全員に一律配布ではなく、消費に意欲のあるオンラインでの申込者(デジタル弱者に対しては別途政策配慮があり)に限定すること、紙ベースではなくデジタルクーポンの配布システムをとっていることである。配布中、配布後使用後などのデータ分析を通じて政策に対する評価や政策の調整が迅速にできる(政策のオーダーメイド性)などの政策効果が証明された。つまり、政府は大手ネットプラットフォームと連携してデジタルクーポン流通システムを構築し、公共政策の効率化を追求するなど、データドリブンによる公共政策を遂行しているのであり、これは世界でも稀に見る試みである。

TOPICS
まとめおよび示唆

全体として、中国が新型インフラのコアとしてのデジタルインフラ整備に高い優先順位を与えている。その背景や狙いは、以下のようにまとめられる。

- ①投資額自体は大きくないが、他のセクターの効率向上、新たな付加価値創出機能を持つこと
- ②民間資本主導が可能で、過剰投資を回避する可能性があること
- ③次世代産業形成に欠かせないインフラで短期的効果よりも中長期的効果に着目したこと
- ④次世代インフラとして経済成長戦略における必要性のみならず、ガバナンスを含む社会全体のデジタル化に向けた布石でもあること

リアル産業で革新力の強い日本の状況は、中国とは異なりニューエコノミーの成長パターンを同一視することはできないが、デジタルインフラ整備における中国の実践から多少なりとも示唆は得られるものと考ええる。

注1)「発力『新基建』是東現多重戰略目標的關鍵引擎」<https://www.tisi.org/13438>
注2) <https://www.srgresearch.com/articles/hyperscale-data-center-count-passed-500-milestone-q3>

弁護士法人キャストグローバル
 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

なお、基本法が香港公用語である英語と中国語で作成されるのに対し（基本法第9条）、法は中国語のみで作成される。しかも、法が規定する4つの犯罪〔①国家分裂罪（法第20、21条）、②国家政権転覆罪（法第22、23条）、③テロ活動罪（法第24乃至28条）及び④外国又は境外勢力と結託して国の安全に害を及ぼした罪（法第29、30条）〕は、香港刑法の内実であるコモン・ロー上の犯罪（common law offence）及び制定法上の犯罪（the Crimes Ordinance, Cap. 200等）のいずれとも関連性が希薄で、むしろ、「中華人民共和国刑法」が規定する①国家分裂罪（刑法第103条第1項）及び国家分裂煽動罪（同条第2項）、②国家政権転覆罪（同法第105条第1項）及び国家政権転覆煽動罪（同条第2項）、③テロ組織の組織、主導、参加等、テロ関連の罪（同法第120条及び同条の1乃至同条の6）、並びに、④国家謀叛罪（同法第102条）と極めて強い関連性を持つ。このことから見れば、指名される裁判官はいずれも中国国籍を有する中国語ネイティブの裁判官であり、香港司法の発展に寄与してきた英国やオーストラリア等、他のコモン・ロー圏から招聘された裁判官（基本法第92条）は完全排斥されると予想される。外部からは窺い知れないが、「中華人民共和国刑法」が規定する上記①ないし④の「門外不出」の内部立件基準が法の内部立件基準として指名された裁判官と共有されるかもしれない。

3. 表現の自由に対する絶大なる萎縮的效果

表現の自由は基本法第27条（freedom of speech）、人権条例第16条第1項（freedom of opinion）及び第2項（freedom of expression）のいずれでも保障される並行的基本法上の権利（parallel Basic Law rights）と呼ばれる類型の基本的な人権であり、行政長官にせよ立法会議員選挙にせよ、制限された民主主義しか存在しない香港において、民意を周知するための表現の自由は、通常の民主主義国・地域と比較して、これを保障する司法の独立という基本法による地域憲法上の保障と共に、各段に重要性が高いものである。しかし、法の規定する4つの犯罪について、法は人権条例第12条が規定する不遡及原則（No retrospective criminal offences or penalties—人権条例のみが規定する exclusive Bill of Rights の1つ）に抵触する選択こそ回避したが、実際には2019年の逃亡犯条例改正を巡る違法デモ参加等を理由に、暴動罪等、既存の香港制定法を駆使して、民主派議員や民主派有力者の逮捕を繰り返しており、欧米的価値観からすれば、官憲の権限濫用による基本法及び人権条例違反の表現の自由に対する過度な萎縮的效果が生じていると評価される。

以上のように、欧米的価値観からすれば、法は基本法の地域憲法的様相を無視し、同時にそれが国際条約である「中英共同宣言」を具体化するものとして有する国際的様相（international dimension）を無視するものですから、「悪の権化」として映ります。

しかし、中共中央及び中央政府の立場からすれば、香港はアヘン戦争（違法薬物全面禁輸という清朝による正義を理由に起こされた反社会的戦争）敗北による1842年の南京条約に基づく香港島の英国植民地化を契機とするその後百数十年にわたる中華民族苦難の歴史の発端の地であり、2019年の逃亡犯条例改正を契機として、平和的デモから暴力革命的色彩を帯びるようになる状況を許せば、香港が背後で民主派と結託して暗躍する英米の影響で再び悲劇の舞台となる愚を犯すことになりかねず（実際、香港人と結婚し、親戚関係が形成される広東省から民主派の「思想の毒」が全国拡散する懸念があると判断するだろう）、かかる国家的危機を未然に防止するためには、法を基本法と並ぶ第二の地域憲法〔ただし、法は14年以内の「依法治国」（法による国家統治）、基本法は立憲主義及び法の支配を教義とする点で趣旨が異なる〕と位置付け、基本法の実質改正効果を生じても、それは地域憲法間の相互作用なので、内政に属する事項として他国の干渉を許すべきものではないと考えることとなります。「中英共同宣言」は、その大半が受忍限度を超えた不平等条約として違法無効な3つの条約（1842年南京条約、60年北京条約、98年展拓香港界址專条）からの当然の権利を回復するための中国政府による一方的宣言であり、国際条約の体をなしておらず、またそれは基本法履行の道具にすぎないから、1997年7月1日の基本法施行により使命を果たし終了していますから、法が「中英共同宣言」に違反するとの道理は通じません（2014年雨傘革命後の中国政府の表明する立場）。

このような中共中央及び中央政府の立場は、欧米的価値観からすれば、受諾不可能なものです。歴史的経緯を子細に検討すれば、その中国的価値観を不正義、不合理と断じることができないように思われます。法は両者の価値観が激しく対立する1つの場面なのであり、米中貿易戦争同様に、いずれか一方が正しいと判断することができない複雑な問題です。しかし、確実なことは、香港国家安全に関わらない他の全ての事項では、今までどおり一国二制度が堅持されることは法第1条が『「一国二制度」』『香港人が香港を治める』及び高度な自治にかかる方針を確固不動に、かつ全面的かつ正確に貫徹』することを法の目的の1つと規定することから明らかであり、米国証券市場での地位が不安定化する中国系上場企業を香港証券市場で上場を誘導して、その世界的地位の一層の向上に努め、経済紛争では従前どおり英国、オーストラリア等出身の裁判官が判決を下す法の支配と司法の独立を堅持することで、香港国家安全と香港経済の発展のダブルスタンダードの定着を図るでしょう。マカオを含む2つの特別行政区と広東省9都市が大湾区を形成し、そこで香港市民が優遇策により一層豊かで、ゆとりのある生活を営むことを可能にするグレーターベイエリア構想という懐柔策により、時の経過と共に中共中央及び中央政府を敵視する香港市民が減少することと相俟って、筆者は、法は香港経済の未来を暗転させるものではないと考えます。



香港国家安全維持法についての見解

Q 2020年6月30日に「香港国家安全維持法」(以下「法」)が施行され、欧米諸国を中心に非難轟轟であり、中国はさながら四面楚歌の様相ですが、法の何が問題で、それは香港経済の未来を暗転させるようなものなのでしょうか？

A 欧米的価値観からすれば、法は香港の国家安全確保の名の下に、三権分立や法の支配の中核である司法の独立を著しく毀損し、また新たに設けた4つの犯罪に該当する場合、一定の要件(法第55条)を満たせば、大陸に連行し、大陸の刑事訴訟法に基づく刑事訴追を可能にするなど、一国二制度を破壊するものに映ります。しかし、中国的価値観からすれば、法は香港の国家安全を確保し、一国二制度を一層発展させるために必要不可欠のものであり、歴史的経緯を踏まえても、法は正当化されるべきものです。両者の価値観は激しく対立し、いずれが正義かは単純に決定できません。筆者は、法は香港経済の未来を暗転させるものではないと考えます。

1984年の「中英共同宣言」に基づき90年に全人代が公布し、香港の中国返還(97年7月1日)時に施行された「香港基本法」(以下「基本法」)は、資本主義、三権分立(separation of powers)、法の支配(the rules of law)及びその中核である司法の独立[independence of the judiciary—地域最高裁である終審法院(the Court of Final Appeal)を頂点とする]、基本法と共に「香港人権法案条例(the Bill of Rights Ordinance, Cap. 383)」(以下「人権条例」)で強化され、欧米同様、天賦人権思想(中国は当該思想を支持しない)に裏付けられた基本的な人権保障を認める一国二制度(One Country, Two Systems)を規定し、特に法の支配のために、立法会が制定する条例(Ordinance)を中心とする制定法(statutory law)のみならず、裁判官が創造する法(judge-made-law)である広義のコモン・ロー[狭義のコモン・ロー(the common law)とエクイティ(the rules of equity)]が香港法の内実とされるなど、大陸とは全く異なる制度を構築しました(特別行政区、中国憲法第31条)。対外的には香港代表であり(基本法第43条第1項)、対内的には行政主導システム(executive-led system)のもとで圧倒的権力を掌握する行政長官(the Chief Executive)の選挙制度は民主主義の通例からは相当乖離するものの、香港の現状及び漸次的かつ秩序ある進捗の原則に従いながら(in accordance with the principle of gradual and orderly progress)、究極的には民主的手続きに従い、広く香港市民を代表する指名委員会により指名された普通選挙により選出される行政長官が目標であると明記されていますので(基本法第45条第2項)、香港返還後の近未来に真の普通選挙が実現し、欧米的価値観からすれば、香港が中国の民主主義化の原動力となると期待されていたのです。

しかし、法は次の幾つかの点で(紙幅の関係で全部列挙は不可能なので、代表的なものに限定)、基本法と相容れない法制度と厳格な改正手続き(基本法第159条)を規定し、地域憲法としての様相(constitutional dimension)を有する基本法改正を経ることなく、欧米的価値観からすれば「なし崩し的に」導入しました。

1. 基本法違反の法導入

法は基本法附属書3に組み入れられることにより施行された。附属書3は一国二制度のもとで、例外的に大陸法を香港で施行できる法律のリストである。しかし、基本法第18条第3項は「この法律の附属書3に掲げられた法律は、この法律により規定される当該区の自治の範囲を超える他の事項だけでなく、国防及び外交に関する事項に限定されるものとする。」と規定している。しかし、法の中核である香港国家安全は「国防及び外交に関する事項」ではなく、「当該区の自治の範囲を超える他の事項」にも該当しない。基本法第23条は「香港特別行政区は自ら、中央政府に対する反逆、分裂、治安妨害、転覆又は国家秘密の窃盗のいかなる行為も禁止し、外国の政治組織又は団体が当該区において政治活動を行うことを禁止し、かつ、当該区の政治組織又は団体が外国の政治組織又は団体と結託することを禁止する法律を制定するものとする。」と規定し、香港国家安全が香港の自治の範囲内の事項であると明記している。ゆえに、法の附属書3への組み入れは、基本法第18条第3項が画する組み入れの限界を無視する暴挙であると欧米的価値観からは評価される。

2. 司法の独立の破壊

法第44条第1項は「香港特別行政区行政長官は、裁判官、地方法院(the District Court)の裁判官、高等法院(the High Court)の原訴訟法廷(the Court of First Instance)の裁判官、上訴廷(the Court of Appeal)の裁判官及び終審法院(the Court of Final Appeal)の裁判官から若干の裁判官を指定し、国の安全に害を及ぼす犯罪事件の処理に責任を負わせなければならない。また、代理裁判官(deputy judges)又は非常勤裁判官(recorders)から若干の裁判官を指定し、これにその責任を負わせることもできる。行政長官は、裁判官を指定する前に、香港特別行政区国家安全維持委員会及び終審法院の首席裁判官の意見を徴求することができる。上記の指定裁判官の任期は1年とする。」と規定し、行政長官に法が規定する4つの犯罪を裁く資格を有する裁判官を指定できるとしている。基本法にない行政長官による司法介入は欧米的価値観からすればあからさまな基本法違反である。

2020年8月

情報クリップ



■ 8/5 「中日地方発展合作示範区」オンラインセミナー開催

当会と中国国家発展改革委員会地区経済司の共催により、約300名が視聴するセミナーを開催した。冒頭、当会杉田専務理事より、「本示範区は、従来の工業団地や都市計画における日中合作事業との相違、さらには日本企業にとっての協力の機会、商機など関心は尽きない」と狙いを提起した。

これに対して、国家発展改革委員会・郭蘭峰副秘書長兼地区経済司司長は、「本示範区の建設を通じて日本のブランドや技術、中国のマーケットや製造の強みを活かし、日中両国経済の新しい経済成長のポイントを形成したい」との展望を表明した。続いて、中日地方発展合作示範区6都市（天津、大連、上海、蘇州、青島、成都）のキーパーソンより、本政策の狙いや経緯についてそれぞれ説明があった。コロナ禍の影響でリアルな会議が開催できない一方、本セミナーでは、東京、北京、6示範区ら合計8都市を中継する「オンラインならではの」特性を活かし、中国の地方との個別の交流や本示範区への相互理解を深める機会になった。



中日地方発展合作示範区セミナー、北京からの中継

■ 8/17 令和2年度第3回賛助会員セミナー開催

今年度3回目となる本セミナーでは、「激化する米中対立とその展望」をテーマに、東京大学大学院総合文化研究科・川島真教授に、中国の新型肺炎への対応や米中関係の変容、米中デカップリングに対する見方などについてご講演いただいた。本テーマに関心を寄せていただいた会員も多く、多岐にわたる質問が寄せられた。今回もオンラインによるセミナーで、約80名にご参加いただいた。



2020年11月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

越境ECで広がる中国との新たなビジネスチャンス

日中経協ジャーナル

2020年10月号（通巻第321号）令和2年9月25日発行
 発行人 高見澤学
 発行所 一般財団法人日中経済協会
 JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
 東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階
 TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117
 大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階
 TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778
 URL: <http://www.jc-web.or.jp>
 禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2020
 デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821
 *当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。
 定価 本体800円+税 ISBN978-4-88880-290-1 C2033

編集後記

今年1月の上海・蘇州への出張後、半年以上にわたって中国大陸に足を踏み入れていない。中国との仕事に携わって以来、こうした事態は初めてだ。コロナ禍の中、新たなビジネスモデルが求められており、当会も例外ではない。オンラインによる会員セミナーや会議など、試行錯誤で新しい取組に挑戦しているが、その成果については改めて検証が必要だ。模索は続く。（高見澤）

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション
東京官書普及株式会社 通信販売課
 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
 TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670
 下記ホームページからもお申込みになります。
 URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>
 Amazon Japan でもご購入できます。

日中経協ジャーナル 月刊誌（毎月25日発売）A4判定型 定価800円+税
発行：一般財団法人 日中経済協会



2020年9月号
中国「走出去」政策
～新局面を迎えた中国の
対外経済戦略～



2020年8月号
コロナショック後の中国のゆくえ
2020年全人代を終えて



2020年7月号
中国の自動車産出の最新動向



2020年6月号
中国のエネルギー事情と今後の
日中協力
—エネルギーの新旧融合—



2020年5月号
日中経済産業白書 2019/2020
米中摩擦と新型コロナウイルス
対応の影響下で



2020年4月号
中国の環境問題と解決策の
模索



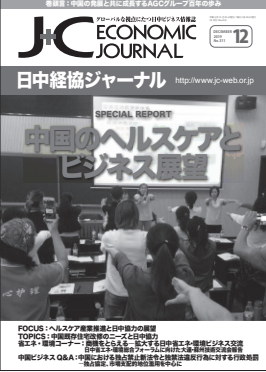
2020年3月号
中国ニューエコノミーの栄枯
盛衰



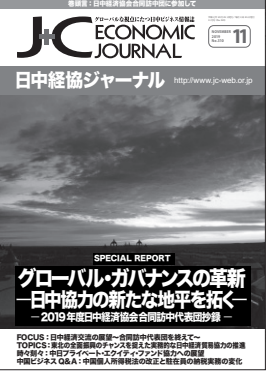
2020年2月号
第13回日中省エネルギー・環境
総合フォーラム



2020年1月号
2020年の中国経済と
地域協調発展戦略



2019年12月号
中国のヘルスケアとビジネス
展望



2019年11月号
グローバル・ガバナンスの革新
—日中協力の新たな地平を拓く—



2019年10月号
日中新時代の構築
G20 大阪サミットを踏まえて

●バックナンバー・定期購読のお申込先：東京官書普及株式会社政府刊行物東京サービス・ステーション
Tel.03-3292-2746 Fax.03-3292-1670 年間購読料 9,600円+税(送料共)
ホームページからお申し込みができます。URL:<http://www.tokyo-kansho.co.jp>
●Amazon Japanでもご購入できます。
●バックナンバーの詳細目次は：<http://www.jc-web.or.jp/> でご覧になれます。

日中経済協会の出版案内

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook 2019年版

対中ビジネス企画の必需品

1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。19年版は三新経済を含む179のデータを更新。組織人事、主要法令は最新情報を反映しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2019年8月30日発行
定価 本体4,000円(税別)/会員価格 本体3,000円(税別)
ISBN978-4-88880-275-8



日中経協ならではの
信頼のデータ集
全国の書店にて
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2 Tel.03-3292-2746 Fax.03-3292-1670

下記ホームページからお申し込みになります。

URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

●Amazon Japan、最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS

海外生活サポートサービス

Tel.03-5534-7965

下記ホームページからお申し込みになります。

URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになりますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5545-3111 Fax.03-5545-3117



9784888802901

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

定価 本体 800 円+税

ISBN978-4-88880-290-1
C-2033 ¥800E



1922033008008